

屋外広告物関係法令集

令和8年4月

長崎市 まちづくり部 景観推進室

目次

- 1.屋外広告物法 _____ P1～24
- 2.長崎市屋外広告物条例 _____ P25～50
- 3.長崎市屋外広告物条例施行規則 _____ P51～78
- 4.様式 _____ P79～127
- 5.告示資料 _____ P128～150
- 6.屋外広告物関係法令 _____ P151～152

○屋外広告物法

(昭和二十四年六月三日)

(法律第百八十九号)

第五回特別国会

第三次吉田内閣

屋外広告物法をここに公布する。

屋外広告物法

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 広告物等の制限（第三条—第六条）
- 第三章 監督（第七条・第八条）
- 第四章 屋外広告業
 - 第一節 屋外広告業の登録等（第九条—第十一条）
 - 第二節 登録試験機関（第十二条—第二十五条）
- 第五章 雑則（第二十六条—第二十九条）
- 第六章 罰則（第三十条—第三十四条）

附則

第一章 総則

（平一六法一一一・章名追加）

（目的）

第一条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

（平一六法一一一・一部改正）

（定義）

第二条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置を行う営業をいう。

（昭四八法八一・平一六法一一一・一部改正）

第二章 広告物等の制限

(平一六法一一一・章名追加)

(広告物の表示等の禁止)

第三条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

- 一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区
- 二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条又は第七十八条第一項の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第九十条第一項若しくは第二項又は第一百条第一項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第四百四十三条第二項に規定する条例の規定により市町村が定める地域
- 三 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項第十一号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域
- 四 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの
- 五 公園、緑地、古墳又は墓地
- 六 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所

2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。

- 一 橋りょう
- 二 街路樹及び路傍樹
- 三 銅像及び記念碑
- 四 景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第二十八条第一項の規定により指定された景観重要樹木
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件

3 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

(昭二五法二一四・昭二七法七一・昭二九法一三一・昭三八法九二・昭四三法一〇一・昭四五法一〇九・昭五〇法四九・平四法八二・平一一法八七・一部改正、平一六法一一一・旧第四条繰上・一部改正、平一六法六一・平二九法二六・一部改正)

(広告物の表示等の制限)

第四条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置(前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。)について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。

(平一六法一一一・追加)

(広告物の表示の方法等の基準)

第五条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物(第三条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。)の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件(同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。)の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

(平一六法一一一・全改)

(景観計画との関係)

第六条 景観法第八条第一項の景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体(同法第七条第一項の景観行政団体をいう。以下同じ。)の前三条の規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定めるものとする。

(平一六法一一一・全改)

第三章 監督

(平一六法一一一・章名追加)

(違反に対する措置)

第七条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、第三条から第五条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対す

る危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、条例で定めるところにより、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第三条から第六条までに定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。
- 4 都道府県知事は、第三条から第五条までの規定に基づく条例（以下この項において「条例」という。）に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。）、広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）又は立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第一号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。
 - 一 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。
 - 二 管理されずに放置されていることが明らかなき。

（昭二七法七一・昭三八法九二・昭四八法八一・平一六法一一一・一部改正）

(除却した広告物等の保管、売却又は廃棄)

第八条 都道府県知事は、前条第二項又は第四項の規定により広告物又は掲出物件を除却し、又は除却させたときは、当該広告物又は掲出物件を保管しなければならない。ただし、除却し、又は除却させた広告物がはり紙である場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定により広告物又は掲出物件を保管したときは、当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者(以下この条において「所有者等」という。)に対し当該広告物又は掲出物件を返還するため、条例で定めるところにより、条例で定める事項を公示しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により保管した広告物若しくは掲出物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から次の各号に掲げる広告物若しくは掲出物件の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物若しくは掲出物件を返還することができない場合において、条例で定めるところにより評価した当該広告物若しくは掲出物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、条例で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。

一 前条第四項の規定により除却された広告物 二日以上で条例で定める期間

二 特に貴重な広告物又は掲出物件 三月以上で条例で定める期間

三 前二号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 二週間以上で条例で定める期間

4 都道府県知事は、前項に規定する広告物又は掲出物件の価額が著しく低い場合において、同項の規定による広告物又は掲出物件の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、当該広告物又は掲出物件を廃棄することができる。

5 第三項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

6 前条第二項及び第四項並びに第一項から第三項までに規定する広告物又は掲出物件の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき広告物又は掲出物件の所有者等(前条第二項に規定する措置を命ずべき者を含む。)に負担させることができる。

7 第二項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第一項の規定により保管した広告物又は掲出物件(第三項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該広告物又は掲出物件の所有権は、当該広告物又は掲出物件を保管する都道府県に帰属する。

(平一六法一一一・追加)

第四章 屋外広告業

(平一六法一一一・章名追加)

第一節 屋外広告業の登録等

(平一六法一一一・節名追加)

(屋外広告業の登録)

第九条 都道府県は、条例で定めるところにより、その区域内において屋外広告業を営もうとする者は都道府県知事の登録を受けなければならないものとすることができる。

(昭四八法八一・追加、平一六法一一一・旧第八条繰下・一部改正)

第十条 都道府県は、前条の条例には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 登録の有効期間に関する事項
- 二 登録の要件に関する事項
- 三 業務主任者の選任に関する事項
- 四 登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項
- 五 その他登録制度に関し必要な事項

2 前条の条例は、前項第一号から第四号までに掲げる事項について、次に掲げる基準に従って定めなければならない。

- 一 前項第一号に規定する登録の有効期間は、五年であること。
- 二 前項第二号に掲げる登録の要件に関する事項は、登録を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならないものとする。こと。
 - イ 当該条例の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者
 - ロ 屋外広告業を営む法人が当該条例の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しない者
 - ハ 当該条例の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - ニ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - ホ 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ

からニまで又はへのいずれかに該当するもの

へ 法人でその役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの

ト 業務主任者を選任していない者

三 前項第三号に掲げる業務主任者の選任に関する事項は、登録を受けようとする者にあつては営業所ごとに次に掲げる者のうちから業務主任者となるべき者を選任するものとし、登録を受けた者にあつては当該業務主任者に広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令の規定の遵守その他当該営業所における業務の適正な実施を確保するため必要な業務を行わせるものとする。

イ 国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

ロ 広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として都道府県の行う講習会の課程を修了した者

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識を有するものとして条例で定める者

四 前項第四号の登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項は、登録を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その登録を取消し、又は六月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

イ 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。

ロ 第二号ロ又はニからトまでのいずれかに該当することとなつたとき。

ハ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

（平一六法一一一・追加、平二三法六一・一部改正）

（屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告）

第十一条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

（昭四八法八一・追加、平一六法一一一・旧第十条繰下・一部改正）

第二節 登録試験機関

（平一六法一一一・追加）

（登録）

第十二条 第十条第二項第三号イの規定による登録は、同号イの試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（平一六法一一一・追加）

(欠格条項)

第十三条 次の各号のいずれかに該当する法人は、第十条第二項第三号イの規定による登録を受けることができない。

- 一 この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。
- 二 第二十五条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。
- 三 その役員のうち、第一号に該当する者があること。

(平一六法一一一・追加)

(登録の基準)

第十四条 国土交通大臣は、第十二条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、第十条第二項第三号イの規定による登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

- 一 試験を別表の上欄に掲げる科目について行い、当該科目についてそれぞれ同表の下欄に掲げる試験委員が問題の作成及び採点を行うものであること。
- 二 試験の信頼性の確保のための次に掲げる措置がとられていること。
 - イ 試験事務について専任の管理者を置くこと。
 - ロ 試験事務の管理(試験に関する秘密の保持及び試験の合格の基準に関することを含む。)に関する文書が作成されていること。
 - ハ ロの文書に記載されたところに従い試験事務の管理を行う専任の部門を置くこと。
- 三 債務超過の状態にないこと。

(平一六法一一一・追加)

(登録の公示等)

第十五条 国土交通大臣は、第十条第二項第三号イの規定による登録をしたときは、当該登録を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該登録をした日を公示しなければならない。

- 2 登録試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(平一六法一一一・追加)

(役員を選任及び解任)

第十六条 登録試験機関は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(平一六法一一一・追加)

(試験委員の選任及び解任)

第十七条 登録試験機関は、第十四条第一号の試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(平一六法一一一・追加)

(秘密保持義務等)

第十八条 登録試験機関の役員若しくは職員(前条の試験委員を含む。次項において同じ。)

又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する登録試験機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(平一六法一一一・追加)

(試験事務規程)

第十九条 登録試験機関は、国土交通省令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、登録試験機関に対して、これを変更すべきことを命ずることができる。

(平一六法一一一・追加)

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十条 登録試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録

(電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第三十三条において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間登録試験機関の事務所に備えて置かなければならない。

2 試験を受けようとする者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも

も、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録試験機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(平一六法一一一・追加、平一七法八七・一部改正)

(帳簿の備付け等)

第二十一条 登録試験機関は、国土交通省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(平一六法一一一・追加)

(適合命令)

第二十二条 国土交通大臣は、登録試験機関が第十四条各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(平一六法一一一・追加)

(報告及び検査)

第二十三条 国土交通大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対して、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(平一六法一一一・追加)

(試験事務の休廃止)

第二十四条 登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(平一六法一一一・追加)

(登録の取消し等)

第二十五条 国土交通大臣は、登録試験機関が第十三条第一号又は第三号に該当するに至つたときは、当該登録試験機関の登録を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録試験機関に対して、その登録を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十五条第二項、第十六条、第十七条、第二十条第一項、第二十一条又は前条第一項の規定に違反したとき。

二 正当な理由がないのに第二十条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

三 第十九条第一項の規定による認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行ったとき。

四 第十九条第二項又は第二十二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正な手段により第十条第二項第三号イの規定による登録を受けたとき。

3 国土交通大臣は、前二項の規定により登録を取り消し、又は前項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(平一六法一一一・追加)

第五章 雑則

(平一六法一一一・章名追加)

(特別区の特例)

第二十六条 この法律中都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、特別区においては、政令で定めるところにより特別区の長が行なうものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、特別区の長に関する規定として特別区の長に適用があるものとする。

(昭三九法一六九・追加、昭四八法八一・旧第七条の三繰下、平一六法一一一・旧第十二条繰下)

(大都市等の特例)

第二十七条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以

下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

(昭三一法一四八・追加、昭三七法一六一・旧第八条の二繰上、昭四八法八一・旧第八条繰下・一部改正、平六法四九・平一一法八七・一部改正、平一六法一一一・旧第十三条繰下・一部改正)

(景観行政団体である市町村の特例等)

第二十八条 都道府県は、地方自治法第二百五十二条の十七の二の規定によるもののほか、第三条から第五条まで、第七条又は第八条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第七条第一項に規定する認定市町村である市町村又は都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画に同条第二項第五号に掲げる事項を記載した市町村(いずれも指定都市及び中核市を除く。)が処理することとすることができる。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。

(平一六法一一一・追加、平二〇法四〇・令二法四三・一部改正)

(適用上の注意)

第二十九条 この法律及びこの法律の規定に基づく条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(平一六法一一一・追加)

第六章 罰則

(平一六法一一一・章名追加)

第三十条 第十八条第一項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

(平一六法一一一・追加、令四法六八・一部改正)

第三十一条 第二十五条第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

(平一六法一一一・追加、令四法六八・一部改正)

第三十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十一条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- 二 第二十三条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 三 第二十四条第一項の規定による許可を受けないで、試験事務の全部を廃止したとき。

(平一六法一一一・追加)

第三十三条 第二十条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

(平一六法一一一・追加)

第三十四条 第三条から第五条まで及び第七条第一項の規定に基づく条例には、罰金又は過料のみを科する規定を設けることができる。

(昭四八法八一・旧第九条繰下・一部改正、平一六法一一一・旧第十四条繰下・一部改正)

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。
- 2 広告物取締法（明治四十四年法律第七十号）は、廃止する。
- 3 この法律施行前にした広告物取締法に違反する行為に対する罰則の適用に関しては、なお、従前の例による。

附 則 （昭和二五年五月三〇日法律第二一四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律施行の期日は、公布の日から起算して三月を超えない期間内において、政令で定める。

(昭和二五年政令第二七六号で昭和二五年八月二九日から施行)

(平一六法六一・旧第百十三条・一部改正)

附 則 （昭和二七年四月五日法律第七一号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二九年五月二九日法律第一三一号） 抄

- 1 この法律は、昭和二十九年七月一日から施行する。

附 則 （昭和三一年六月一二日法律第一四八号）

- 1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝昭和三一年九月一日）

- 2 この法律の施行の際海区漁業調整委員会の委員又は農業委員会の委員の職にある者の兼業禁止及びこの法律の施行に伴う都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は指定都市の市長若しくは委員会その他の機関への引継に関し必要な経過措置は、それぞれ地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）附則第四項及び第九項から第十五項までに定めるところによる。

附 則 （昭和三七年九月一五日法律第一六一号） 抄

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則 （昭和三八年五月二四日法律第九二号）

この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

附 則 （昭和三九年七月一一日法律第一六九号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則 （昭和四三年六月一五日法律第一〇一号） 抄

この法律（第一条を除く。）は、新法の施行の日から施行する。

（施行の日＝昭和四四年六月一四日）

附 則 （昭和四五年六月一日法律第一〇九号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（昭和四五年政令第二七〇号で昭和四六年一月一日から施行）

附 則 （昭和四八年九月一七日法律第八一号）

この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

附 則 （昭和五〇年七月一日法律第四九号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。

附 則 （平成四年六月二六日法律第八二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成五年政令第一六九号で平成五年六月二五日から施行）

（用途地域に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の都市計画法（以下「旧都市計画法」という。）第八条第一項第一号に規定する用途地域に関する都市計画が定められている都市計画区域について、建設大臣、都道府県知事又は市町村が第一条の規定による改正後の都市計画法（以下「新都市計画法」という。）第二章の規定により行う用途地域に関する都市計画の決定及びその告示は、この法律の施行の日から起算して三年以内に行ななければならない。

第三条 この法律の施行の際現に旧都市計画法の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日（その日前に新都市計画法第二章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第二十条第一項（同法第二十二条第一項において読み替える場合を含む。）の規定による告示があった日。次条、附則第五条及び附則第十八条において同じ。）までの間は、旧都市計画法第八条、第九条、第十二条の六第一項並びに第十三条第一項第五号及び第九号の規定は、なおその効力を有する。

（屋外広告物法等の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 この法律の施行の際現に旧都市計画法の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、この法律による改正前の次に掲げる法律の規定は、なおその効力を有する。

一 屋外広告物法

附 則 （平成六年六月二九日法律第四九号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

(第二編第十二章の改正規定の施行の日＝平成七年四月一日)

附 則 (平成十一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。))並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。))並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第五十五条第四項から第六項まで、第六十条、第六十三条、第六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

(国等の事務)

第五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済

情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成一六年五月二八日法律第六一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成一六年六月一八日法律第一一一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、景観法（平成十六年法律第百十号）の施行の日から施行する。ただし、第一条中都市計画法第八条、第九条、第十二条の五及び第十三条の改正規定、第三条、第五条、第七条から第十条まで、第十二条、第十六条中都市緑地法第三十五条の改正規定、第十七条、第十八条、次条並びに附則第四条、第五条及び第七条の規定は、景観法附則ただし書に規定する日から施行する。

（施行の日＝平成一六年一二月一七日）

（規定する日＝平成一七年六月一日）

（平一六法一一二・一部改正）

（屋外広告物法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行前に第四条の規定による改正前の屋外広告物法（以下「旧屋外広告物法」という。）第七条第一項の規定により命ぜられた措置については、第四条の規定による改正後の屋外広告物法（以下「新屋外広告物法」という。）第七条第一項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧屋外広告物法第八条及び第九条の規定に基づく条例（以下この条において「旧条例」という。）を定めている都道府県（旧屋外広告物法第十三条の規定によりその事務を処理する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市を含む。）が、新屋外広告物法第九条の規定に基づく条例（以下この条において「新条例」という。）を定め、これを施行するまでの間は、旧屋外広告物法第八条、第九条及び第十四条（第九条第二項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

3 新条例には、新条例の施行の際現に屋外広告業を営んでいる者（新条例の施行の日の前日まで旧条例が適用される場合にあつては、新条例の施行の際現に旧条例の規定に基づき届出をして屋外広告業を営んでいる者）については、新条例の施行の日から六月以上で条例で定める期間（当該期間内に新条例の規定に基づく登録の拒否の処分があつたときは、その日までの間）は、新条例の規定にかかわらず、登録を受けなくても、引き続き屋外広

告業を営むことができる旨を定めなければならない。この場合においては、併せて、その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も同様とする旨を定めなければならない。

4 新条例には、新条例の施行の際現に旧屋外広告物法第九条第一項に規定する講習会修了者等である者について、新条例に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす旨を定めなければならない。

5 この法律の施行前に国土交通大臣が定める試験に合格した者は、新屋外広告物法第十条第二項第三号イの試験に合格した者とみなす。

第四条 この法律の施行の際現に旧都市計画法第八条第一項第六号の規定により定められている美観地区（附則第二条第一項前段に規定する美観地区を除く。）についての第五条の規定による改正後の屋外広告物法第三条第一項第一号の規定の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一六年六月一八日法律第一一二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成一六年政令第二七四号で平成一六年九月一七日から施行）

附 則 （平成一七年七月一五日法律第八三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

（助教授の在職に関する経過措置）

第二条 次に掲げる法律の規定の適用については、この法律の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

一から四まで 略

五 屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）別表

(平三〇法三三・一部改正)

○会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一七法律八七）抄
（罰則に関する経過措置）

第五百二十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五百二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一七年七月二六日法律第八七号） 抄
この法律は、会社法の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成一八年五月一日）

附 則 （平成二〇年五月二三日法律第四〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二〇年政令第三三六号で平成二〇年一月四日から施行）

附 則 （平成二三年六月三日法律第六一号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成二三年政令第三九五号で平成二四年四月一日から施行）

附 則 （平成二九年五月一二日法律第二六号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十五条の規定 公布の日

二 第一条中都市緑地法第四条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条の改正規定、第二条中都市公園法第三条第二項の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定、第四

条中生産緑地法第三条に一項を加える改正規定、同法第八条に一項を加える改正規定、同法第十条の改正規定、同条の次に五条を加える改正規定及び同法第十一条の改正規定並びに第五条及び第六条の規定並びに次条第一項及び第二項並びに附則第三条第二項、第六条、第七条、第十条、第十三条、第十四条、第十八条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第三十一条第五項第一号の改正規定に限る。）、第十九条、第二十条、第二十二条及び第二十三条（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十五条の改正規定に限る。）の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（平成二九年政令第一五五号で平成三〇年四月一日から施行）

（政令への委任）

第二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成三〇年五月三〇日法律第三三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第三条中特許法第七百七条第三項の改正規定、第九条の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定、第十二条第一項及び第六項の改正規定、第九十五条第六項の改正規定並びに第九十五条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定並びに第六条及び第七条の規定並びに附則第十一条、第十五条、第二十三条及び第二十五条から第三十二条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（平成三一年政令第一号で平成三一年四月一日から施行）

附 則 （令和二年六月一〇日法律第四三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（令和二年政令第二六七号で令和二年九月七日から施行）

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四

法律六八) 抄

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)及びこの法律(以下「刑法等一部改正法等」という。)の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

- 2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

- 2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行日=令和七年六月一日)

一 第五百九条の規定 公布の日

別表 (第十四条関係)

(平一六法一一一・追加、平一七法八三・一部改正)

科目	試験委員
一 この法律、この法律に基づく条例その他関係法令に関する科目	<p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（以下「大学」という。）において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者</p>
二 広告物の形状、色彩及び意匠に関する科目	<p>一 大学において美術若しくはデザインを担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者</p>
三 広告物及び掲出物件の設計及び施工に関する科目	<p>一 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者</p>

○景観法及び景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係

政令の整備等に関する政令（抄）

（平成十六年十二月十五日）

（政令第三百九十九号）

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、景観法の施行の日（平成十六年十二月十七日）から施行する。

（屋外広告物法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四条の規定の施行前に同条の規定による改正前の屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第七条第二項又は第四項の規定により都道府県知事が除却し、又は除却させた広告物又は広告物を掲出する物件については、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四条の規定による改正後の屋外広告物法第八条の規定は、適用しない。

○長崎市屋外広告物条例

平成8年12月24日

条例第37号

(目的)

第1条 この条例は、屋外広告物（以下「広告物」という。）及び屋外広告業について、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づく規制、市民の創意による自主的な規制その他の必要な事項を定め、もつて良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

(平17条例49・一部改正)

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

(平17条例49・一部改正)

(広告物のあり方)

第3条 広告物又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

(平17条例49・一部改正)

(禁止地域等)

第4条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、緑地保全地域、生産緑地地区及び伝統的建造物群保存地区（市長が指定する区域を除く。）
- (2) 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条第2項に規定する市民農園の区域（市長が指定する区域を除く。）
- (3) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物及び同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された記念物並びにこれらの周囲で市長が指定する範囲内にある地域
- (4) 長崎県文化財保護条例（昭和36年長崎県条例第16号）第4条第1項又は第29条第1項の規定により指定された建造物及び同条例第34条第1項の規定により指定された記

念物並びにこれらの周囲で市長が指定する範囲内にある地域

- (5) 長崎市文化財保護条例（昭和43年長崎市条例第6号）第4条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲で市長が指定する範囲内にある地域
- (6) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため指定された保安林のある地域（市長が指定する区域を除く。）
- (7) 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間、道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の市長が指定する区間並びに鉄道、軌道及び索道（以下「鉄道等」という。）の市長が指定する区間
- (8) 道路及び鉄道等に接続する地域で市長が指定する区域
- (9) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園及び社会資本整備重点計画法施行令（平成15年政令第162号）第2条各号に規定する公園又は緑地の区域
- (10) 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原、山、山岳及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
- (11) 港湾、駅前広場及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
- (12) 官公署、学校、保育所、図書館、公会堂、公民館、体育館及び公衆便所の建物並びにその敷地
- (13) 博物館、美術館及び病院の建物並びにその敷地で、市長が別に定める基準に適合するもの
- (14) 古墳、墓地及びこれらの周囲の地域で、市長が指定する区域
- (15) 社寺、教会、火葬場の建造物及びその境域で、市長が指定する区域
- (16) 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づく長崎市景観計画に定められた景観形成重点地区のうち、市長が指定する区域
- (17) 前各号に掲げるもののほか、公衆が休息、観賞、散歩、運動、遊戯等のために利用する地域又は場所で市長が特に指定する区域

（平11条例34・平17条例12・平17条例49・平23条例3・一部改正）

第5条 市長が指定する場所から展望することができる広告物又は掲出物件で市長が別に定めるものについては、これを設置してはならない。

（平17条例49・一部改正）

（禁止物件）

第6条 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 橋りょう、トンネル、高架構造及び分離帯
 - (2) 石垣、よう壁及び土はで、市長が指定するもの
 - (3) 街路樹、路傍樹及びこれらの支柱
 - (4) 信号機、道路標識及び歩道柵、駒止めの類並びに里程標の類
 - (5) 電柱、街灯柱その他電柱の類で、市長が指定するもの
 - (6) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
 - (7) 郵便ポスト、信書便差出箱、電話ボックス及び路上変電塔
 - (8) 送電塔、送受信塔及び照明塔
 - (9) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類
 - (10) 銅像、神仏像及び記念碑の類
 - (11) 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があるものとして市長が指定する物件
- 2 電柱、街灯柱その他電柱の類（前項第5号に掲げるものを除く。）には、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等（法第7条第4項に規定するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等をいう。以下同じ。）を表示してはならない。
- 3 道路の路面には、広告物を表示してはならない。

（平17条例49・平23条例3・一部改正）

（許可地域等）

第7条 第4条に規定する地域又は場所を除く本市域内において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、次条の規定による市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

（平16条例129・平17条例49・平23条例3・一部改正）

第8条 市長が指定する場所から展望することができる広告物又は掲出物件（第5条の規定により市長が定めるものを除く。）で市長が別に定めるものを表示し、又は設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

（平17条例49・一部改正）

（広告物活用地区）

第9条 市長は、第4条に規定する地域又は場所を除く本市域内において、活力ある町並みを維持する上で広告物が重要な役割を果たしている区域を、広告物活用地区として指定す

ることができる。

- 2 広告物活用地区において、広告物又は掲出物件を表示し、又は設置しようとする者は、当該広告物又は掲出物件について、景観上及び安全上支障を及ぼすおそれのないものとして市長の確認を受けなければならない。
- 3 前項の規定により確認を受けた広告物又は掲出物件については、第6条、第7条及び第15条の規定は、適用しない。

(平17条例49・一部改正)

(景観保全型広告整備地区)

第10条 市長は、良好な景観を保全するため、良好な広告物又は掲出物件の新設、改修等を図ることが特に必要な区域を、景観保全型広告整備地区として指定することができる。

- 2 市長は、景観保全型広告整備地区を指定しようとするときは、当該景観保全型広告整備地区における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。
- 3 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本構想
 - (2) 広告物及び掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項
- 4 市長は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 景観保全型広告整備地区において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、当該景観保全型広告整備地区に係る基本方針に適合するように努めなければならない。
- 6 第4条に規定する地域又は場所で市長が景観保全型広告整備地区として指定した区域において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、市長にその旨を届け出なければならない。
- 7 市長は、前項の届出があつた場合において、当該景観保全型広告整備地区に係る基本方針の内容に照らして必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(平17条例49・一部改正)

(広告物協定地区)

第11条 相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地（こ

これらの土地のうち、公共施設の用に供する土地その他市長が別に定める土地を除く。)の所有者及び地上権又は賃借権を有する者(以下「土地所有者等」という。)は、一定の区域を定め、当該区域の景観を整備するため、当該区域における広告物又は掲出物件に関する協定(以下「広告物協定」という。)を締結し、当該広告物協定が適当である旨の市長の認定を受けることができる。

- 2 広告物協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 広告物協定の目的となる土地の区域(以下「広告物協定地区」という。)
 - (2) 広告物又は掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項
 - (3) 広告物協定の有効期間
 - (4) 広告物協定に違反した場合の措置
 - (5) その他広告物協定の実施に関する事項
- 3 広告物協定に係る土地所有者等は、第1項の認定を受けた広告物協定を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもつてその旨を定め、市長の認定を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項又は前項の認定をしたときは、当該認定を受けた広告物協定に係る土地所有者等に対して、技術的支援等を行うよう努めなければならない。
- 5 広告物協定地区内の土地所有者等で、当該広告物協定に係る土地所有者等以外の土地所有者等は、第1項又は第3項の認定後いつでも、市長に対して書面でその意思を表示することによつて、当該広告物協定に加わることができる。
- 6 市長は、第1項又は第3項の認定を受けた広告物協定に係る広告物協定地区内において広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者に対し、当該広告物協定地区内の景観を整備するために必要な指導又は助言をすることができる。
- 7 広告物協定に係る土地所有者等は、第1項又は第3項の認定を受けた広告物協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、市長の認定を受けなければならない。

(平17条例49・一部改正)

(適用除外)

第12条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第4条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 法令の規定により表示する広告物又はこれの掲出物件

- (2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらの掲出物件
 - (3) 国、地方公共団体又は市長が認める公共的団体が公共的目的をもつて表示する広告物又はこれの掲出物件で、市長が指定するもの
- 2 次に掲げる広告物又はこれの掲出物件については、第4条及び第7条の規定は、適用しない。
- (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれの掲出物件で、市長が別に定める基準に適合するもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれの掲出物件で、市長が別に定める基準に適合するもの
 - (3) 工事現場の板塀その他これに類する板囲いに表示される広告物で、市長が別に定める基準に適合するもの
 - (4) 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示する広告物又はこれの掲出物件
 - (5) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物又はこれの掲出物件
 - (6) 人、動物又は車両、船舶等に表示される広告物
 - (7) 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物
- 3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第6条第1項の規定は、適用しない。
- (1) 第6条第1項第2号、第8号、第9号又は第11号に掲げる物件に自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため表示する広告物で市長が別に定める基準に適合するもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、第6条第1項各号に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、第6条第1項第9号に掲げる物件に表示する広告物で、市長が別に定める基準に適合するもの
 - (4) 第1号及び第2号に掲げる広告物の掲出物件
- 4 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の届出を行つた政治団体が政治活動のために表示又は設置するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等で、市長が別に定める基準に適合するものについては、第7条の規定は、適用しない。
- 5 道標、案内図板その他公共的目的をもつた広告物若しくは公衆の利便に供することを目

的とする広告物又はこれらの掲出物件については、市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第4条の規定は適用しない。

6 公益上必要な施設又は物件で市長が指定するものに、市長が別に定める基準に適合して寄贈者名等を表示する場合においては、第4条、第6条及び第7条の規定は、適用しない。

(平17条例49・平19条例28・一部改正)

(経過措置)

第13条 現に適法に表示され、又は設置されていた広告物又は掲出物件が、新たに第4条から第11条までの規定の適用を受けることにより、これらの規定に違反することとなつたときは、当該広告物又は掲出物件については、これらの規定の適用を受けることとなる日から3年間（市長が別に定めるものにあつては、市長が別に定める日までの間）は、これらの規定は、適用しない。その期間内にこの条例の規定による許可の申請があつた場合においてその期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、また同様とする。

(平17条例49・全改)

(禁止広告物)

第14条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、これを表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- (4) 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

(平17条例49・一部改正)

(規格の設定)

第15条 次に掲げる広告物又は掲出物件を表示し、又は設置しようとするときは、市長が別に定める規格に適合しなければならない。

- (1) 広告塔
- (2) 広告板
- (3) 建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの
- (4) はり紙
- (5) はり札

(6) 立看板

(7) その他市長が別に定める広告物又は掲出物件

(平17条例49・一部改正)

(許可等の期間及び条件)

第16条 市長は、この条例の規定による許可又は確認（以下「許可等」という。）をする場合においては、許可等の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

2 前項の許可等の期間は、3年を超えることができない。

3 市長は、申請に基づき、許可等の期間を更新することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(平17条例49・一部改正)

(変更等の許可等)

第17条 この条例の規定による許可等を受けた者は、当該許可等に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするとき（市長が別に定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。）は、市長の許可等を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による許可等をする場合においては、前条の規定を準用する。

(平17条例49・一部改正)

(許可等の基準)

第18条 この条例の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の許可等の基準は、市長が別に定める。

2 市長は、広告物の表示又は掲出物件の設置が前項の基準に適合しない場合においても、特にやむを得ないと認めるときは、これに許可等を行うことができる。

(平17条例49・一部改正)

(許可等の表示)

第19条 この条例の規定による許可等を受けた者は、当該許可等に係る広告物又は掲出物件に許可等の証票を貼付しておかななければならない。ただし、許可等の押印又は打刻印を受けたものについては、この限りではない。

2 前項の許可等の証票又は許可等の押印若しくは打刻印は、許可等の期限を明示したものでなければならない。

(平17条例49・一部改正)

(完了の届出)

第19条の2 この条例の規定による許可等（許可等の更新を除く。）を受けた者は、当該許可等に係る広告物又は掲出物件を表示し、又は設置したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

（平19条例28・追加）

（管理義務）

第20条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者（以下「広告物の所有者等」という。）は、これらに関し補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態を保持しなければならない。

（平17条例49・平30条例63・一部改正）

（点検義務）

第20条の2 広告物の所有者等は、その所有し、若しくは占有する広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をしなければならない。ただし、はり紙その他市長が別に定めるものについては、この限りでない。

2 前項本文に規定する広告物又は掲出物件のうち、市長が別に定めるものについては、次の各号のいずれかの者に点検させなければならない。

(1) 法第10条第2項第3号イに掲げる者

(2) 前号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと市長が認める者

3 広告物の所有者等は、第16条第3項の規定により許可等の期間の更新に係る申請をする際は、前2項の規定による点検の結果を市長に提出しなければならない。

（平30条例63・追加）

（除却義務）

第21条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、許可等の期間が満了したとき、若しくは第29条の規定により許可等が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなつたときは、遅滞なく、当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。第13条に規定する広告物又は掲出物件について、同条の規定による期間が経過した場合においても、同様とする。

2 この条例の規定による許可等に係る広告物又は掲出物件を除却した者は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

（平17条例49・一部改正）

（違反に対する措置）

第22条 市長は、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可等に付した条件に違反した広告物又は掲出物件については、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5日以上の期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。

(平17条例49・全改)

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項)

第23条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及び当該広告物又は掲出物件を除却した日
- (3) 保管した広告物又は掲出物件の保管期間及び保管場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項

(平17条例49・追加)

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法)

第24条 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 広告物又は掲出物件の保管を始めた日から起算して14日間、市長が別に定める場所に掲示すること。
 - (2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物又は掲出物件については、前号の公示の期間が満了しても、なおその広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を市長が別に定める方法により公表すること。
- 2 市長は、保管物件一覧簿を備え付け、これを関係者に自由に閲覧させなければならない。

(平17条例49・追加)

(広告物又は掲出物件の価額の評価の方法)

第25条 法第8条第3項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(平17条例49・追加)

(保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手續)

第26条 法第8条第3項の規定による保管した広告物又は掲出物件の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいないとき又は競争入札に付することが適当でないと認められるときは、随意契約により売却することができる。

(平17条例49・追加)

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第27条 法第8条第3項各号で定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 14日
- (2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月
- (3) 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 14日

(平17条例49・追加)

(広告物又は掲出物件を返還する場合の手續)

第28条 市長は、保管した広告物又は掲出物件（法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。）を当該広告物又は掲出物件の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者が当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、市長が別に定める受領書と引換えに返還するものとする。

(平17条例49・追加)

(許可等の取消し)

第29条 市長は、この条例の規定による許可等を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、許可等を取り消すことができる。

- (1) 第16条第1項（同条第3項又は第17条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可等の条件に違反したとき。

- (2) 第17条第1項の規定に違反したとき。
- (3) 第22条第1項の規定による市長の命令に違反したとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可等を受けたとき。

(平17条例49・旧第23条繰下・一部改正)

(立入検査)

第30条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者をして広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(平17条例49・旧第25条繰下・一部改正)

(処分、手続等の効力の承継)

第31条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者について変更があつた場合においては、この条例又はこの条例に基づき市長が別に定めるところにより従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者に対してしたものとみなす。

(平17条例49・旧第26条繰下・一部改正)

(管理者の設置)

第32条 この条例の規定による許可等に係る広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置かなければならない。この場合において、市長が別に定める大規模な広告物又は掲出物件を表示し、又は設置するときは、市長が別に定める資格を有する者を当該広告物又は掲出物件を管理する者としなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が別に定める簡易な広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者は、当該広告物又は掲出物件を管理する者を置かないことができる。

(平17条例49・旧第27条繰下・一部改正)

(管理者等の届出)

第33条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、前条第1項の規定により管理する者を置いたときは、遅滞なく、当該管理する者の氏名又は名称及び住所その他市長が別に定める事項を市長に届け出なければならない。

- 2 この条例の規定による許可等に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者に変更があつたときは、新たにこれらの者となつた者は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 この条例の規定による許可等に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者は、これらが滅失したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 この条例の規定による許可等に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(平17条例49・旧第28条繰下・一部改正)

(告示)

第34条 市長は、第4条から第10条までの規定による指定をし、又はこれらを変更し、若しくは廃止したとき、並びに第11条の規定による認定をしたときは、その旨を告示するものとする。

(平16条例129・一部改正、平17条例49・旧第29条繰下、平19条例28・一部改正)

(屋外広告業の登録)

第35条 本市の区域内において屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録の有効期間は、5年とする。
- 3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。
- 4 前項の更新の登録の申請があつた場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。
- 5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(平17条例49・追加)

(登録の申請)

第36条 前条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 商号、名称又は氏名及び住所

- (2) 本市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地
- (3) 法人である場合においては、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（以下「役員」という。）の氏名
- (4) 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所
- (5) 第2号の営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

2 前項の登録申請書には、登録申請者が第38条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他市長が別に定める書類を添付しなければならない。

（平17条例49・追加）

（登録の実施）

第37条 市長は、前条の規定による書類の提出があつたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

- (1) 前条第1項各号に掲げる事項
- (2) 登録年月日及び登録番号

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（平17条例49・追加）

（登録の拒否）

第38条 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき又は第36条の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第48条第1項の規定により登録を取り消され、その処分があつた日から2年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者（第35条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第48条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日前30日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分があつた日から2年を経過しないもの
- (3) 第48条第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各

号又は次号のいずれかに該当するもの

- (6) 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 第36条第1項第2号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(平17条例49・追加、平24条例15・一部改正)

(登録事項の変更の届出)

第39条 屋外広告業者は、第36条第1項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第36条第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(平17条例49・追加)

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第40条 市長は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(平17条例49・追加)

(廃業等の届出)

第41条 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日(第1号の場合にあつては、その事実を知つた日)から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者
- (3) 法人が破産により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 その清算人
- (5) 本市の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であつた個人又は屋外広告業者であつた法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

(平17条例49・追加)

(登録の抹消)

第42条 市長は、屋外広告業者の登録がその効力を失ったとき又は第48条第1項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

(平17条例49・追加)

(講習会)

第43条 市長は、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し、必要な知識を修得させることを目的とする講習会（以下単に「講習会」という。）を開催しなければならない。

- 2 市長は、講習会の運営に関する事務を他の者に委託することができる。
- 3 第1項の講習会を受けようとする者は、講習手数料2,000円を納付しなければならない。
- 4 前項の規定による講習手数料は、受講申込みの際に徴収する。
- 5 既納の講習手数料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 6 前各項に定めるもののほか、講習会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平17条例49・旧第32条繰下・一部改正)

(業務主任者の設置)

第44条 屋外広告業者は、第36条第1項第2号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

- (1) 法第10条第2項第3号の規定による国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
- (2) 前条第1項の講習会の課程を修了した者
- (3) 都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市が行う講習会の課程を修了した者
- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であつて広告美術仕上げに係るもの

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関するものとする。

- (1) この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。
- (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。
- (3) 第46条に規定する帳簿の記載に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

(平17条例49・追加、平30条例63・一部改正)

(標識の掲示)

第45条 屋外広告業者は、第36条第1項第2号の営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、市長が別に定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(平17条例49・追加)

(帳簿の備付け等)

第46条 屋外広告業者は、第36条第1項第2号の営業所ごとに、市長が別に定める帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(平17条例49・追加)

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)

第47条 市長は、本市の区域内で屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(平17条例49・旧第34条繰下・一部改正)

(登録の取消し等)

第48条 市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき。
- (2) 第38条第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第39条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 第38条第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

(平17条例49・追加)

(長崎県の登録を受けた者に関する特例)

第49条 第35条から第40条まで、第42条及び前条の規定は、長崎県屋外広告物条例（昭和39年長崎県条例第60号。以下「県条例」という。）第29条の登録を受けている者には、適用しない。

2 前項に規定する者であつて本市の区域内で屋外広告業を営むものについては、同項に掲げる規定を除き、第35条第1項の登録を受けた屋外広告業者とみなしてこの条例の規定

を適用する。

- 3 第1項に規定する者は、本市の区域内で屋外広告業を営もうとするときは、市長が別に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。その届出に係る事項について変更があつたとき又は本市の区域内で屋外広告業を廃止したときも同様とする。
- 4 屋外広告業者が県条例第29条の登録を受けたときは、その者に係る第35条第1項又は第3項の登録は、その効力を失う。
- 5 市長は、第1項に規定する者であつて本市の区域内で屋外広告業を営むものが、前条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当するときは、その者に対し、6月以内の期限を定めて本市の区域内における営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 6 第38条第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。
- 7 市長は、第3項の規定による届出（廃止の届出を除く。）があつたときは、遅滞なく、当該届出に係る事項を特例屋外広告業者届出簿に記載し、一般の閲覧に供しなければならない。
- 8 市長は、特例屋外広告業者届出簿に記載されている者について、第3項の規定による廃止の届出があつたとき又は県条例の規定に基づく登録がその効力を失い、若しくは取り消されたときは、その者に係る記載を抹消しなければならない。

（平17条例49・追加、平19条例28・令7条例98・一部改正）

（監督処分簿の備付け等）

第50条 市長は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを一般の閲覧に供しなければならない。

（平17条例49・追加）

（報告及び検査）

第51条 市長は、本市の区域内で屋外広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（平17条例49・追加）

(手数料)

第52条 この条例の規定による許可等又は登録（許可等又は登録の更新を含む。）を受けようとする者は、別表第1又は別表第2に掲げる手数料を納付しなければならない。ただし、政治資金規正法第6条第1項の届出を行つた政治団体がはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示するための許可（許可の更新を含む。）を受けようとするときは、この限りでない。

- 2 前項の規定による手数料は、申請の際に徴収する。
- 3 既納の手数料は、返還しない。

(平17条例49・追加)

(景観審議会への諮問)

第53条 市長は、次に掲げる場合においては、長崎市景観条例（昭和63年長崎市条例第31号）の規定に基づき設置する長崎市景観審議会の意見を聴かななければならない。

- (1) 第4条から第10条までの規定による指定をし、又はこれらを変更しようとするとき、並びに第11条の規定による認定をしようとするとき。
- (2) 第12条第2項第1号から第3号まで、同条第3項第1号若しくは第3号、同条第4項、同条第6項若しくは第18条第1項に規定する基準、第10条第2項に規定する基本方針若しくは第15条に規定する規格を定め、又はこれらを変更しようとするとき。
- (3) 第18条第2項の規定による許可等をしようとするとき。

(平27条例50・全改)

(罰則)

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第35条第1項又は第3項の規定による登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第35条第1項又は第3項の登録を受けた者
- (3) 第48条第1項又は第49条第5項の規定による営業の停止の命令に違反した者

(平17条例49・追加、平27条例18・旧第54条繰下・一部改正、平27条例50・旧第60条繰上・一部改正、令6条例53・一部改正)

第55条 第22条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

(平17条例49・旧第36条繰下・一部改正、平27条例18・旧第55条繰下、平27条例50・旧第61条繰上)

第56条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条から第8条までの規定に違反して広告物又は掲出物件を表示し、又は設置した者
- (2) 第17条の規定に違反して広告物又は掲出物件を変更し、又は改造した者
- (3) 第21条第1項の規定に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかつた者
- (4) 第39条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (5) 第44条第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかつた者

(平17条例49・旧第37条繰下・一部改正、平27条例18・旧第56条繰下、平27条例50・旧第62条繰上)

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第30条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (2) 第51条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(平17条例49・追加、平27条例18・旧第57条繰下、平27条例50・旧第63条繰上)

(両罰規定)

第58条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して第54条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

(平17条例49・旧第39条繰下・一部改正、平27条例18・旧第58条繰下・一部改正、平27条例50・旧第64条繰上・一部改正)

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第41条第1項又は第49条第3項の規定による届出を怠つた者
- (2) 第45条の規定による標識を掲げない者
- (3) 第46条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

(平17条例49・追加、平27条例18・旧第59条繰下、平27条例50・旧第65条繰上)

(委任)

第60条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平17条例49・旧第40条繰下、平27条例18・旧第60条繰下、平27条例50・旧第66

条線上)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第35条の規定は、公布の日から施行する。

(既存の広告物等の特例)

- 2 この条例の施行の際、現に県条例の規定により許可を受け、若しくは適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件で、この条例の規定に違反し、又はこの条例の規定に基づく市長が別に定める基準に適合しなくなるものについては、平成12年6月30日（市長が別に定めるものにあつては、市長が別に定める日）までを限度とし、当該広告物又は掲出物件を表示し、又は設置することができる。

(平17条例49・平17条例112・一部改正)

- 3 前項の規定により表示し、又は設置することができる広告物又は掲出物件で、県条例の規定により許可を受けていたものにあつては、当該許可を受けた期間が満了する場合において、第16条第3項の規定に基づき市長が許可等の期間を更新したときに限り、前項の規定を適用する。この場合においては、第4条から第6条まで、第15条及び第18条第1項の規定は適用しないものとする。

(平17条例112・一部改正)

(県条例の規定によりなされた行為の特例)

- 4 この条例の施行の日前に、県条例の規定により長崎県知事が行つた許可、処分その他の行為又は長崎県知事に対して行われた申請その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町の編入に伴う経過措置)

- 5 平成17年1月4日（以下「6町の編入日」という。）前に県条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平16条例129・追加、平17条例112・一部改正)

- 6 6町の編入日の前日において、県条例の規定による許可を受け、若しくは適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件で、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反し、又は適合しなくなるものについては、平成20年3月31日（鉄骨造り、石造りその他これらに類する堅ろうなもので、かつ、建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づき建築主事の確認を受けた

もの又はこれに準ずるものと市長が認めるものにあつては、平成24年3月31日) までを限度とし、当該広告物又は掲出物件を表示し、又は設置することができる。

(平16条例129・追加、平17条例112・一部改正)

- 7 前項の規定により表示し、又は設置することができる広告物又は掲出物件で、県条例の規定により許可を受けていたものにあつては、当該許可を受けた期間が満了する場合において、市長が特に必要があると認めるときは、前項に規定する期日までを限度とし、当該許可の期間を更新することができる。

(平16条例129・追加、平17条例112・一部改正)

(琴海町の編入に伴う経過措置)

- 8 平成18年1月4日(以下「琴海町の編入日」という。)前に県条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平17条例112・追加)

- 9 琴海町の編入日の前日において、県条例の規定による許可を受け、若しくは適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件で、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反し、又は適合しなくなるものについては、平成21年3月31日(鉄骨造り、石造りその他これらに類する堅ろうなもので、かつ、建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づき建築主事の確認を受けたもの又はこれに準ずるものと市長が認めるものにあつては、平成25年3月31日) までを限度とし、当該広告物又は掲出物件を表示し、又は設置することができる。

(平17条例112・追加)

- 10 前項の規定により表示し、又は設置することができる広告物又は掲出物件で、県条例の規定により許可を受けていたものにあつては、当該許可を受けた期間が満了する場合において、市長が特に必要があると認めるときは、前項に規定する期日までを限度とし、当該許可の期間を更新することができる。

(平17条例112・追加)

附 則 (平成10年3月31日条例第18号)

この条例は、平成10年5月1日から施行する。

附 則 (平成11年12月22日条例第34号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年9月30日条例第129号)

この条例は、平成17年1月4日から施行する。

附 則（平成17年3月31日条例第12号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月30日条例第49号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の長崎市屋外広告物条例（以下「改正前の条例」という。）第31条の規定に基づき届出をして屋外広告業を営んでいる者については、この条例の施行の日から6月（この期間内に改正後の長崎市屋外広告物条例（以下「改正後の条例」という。）の規定に基づく登録の拒否の処分があつたときは、その日までの間）は、改正後の条例の規定にかかわらず、引き続き屋外広告業を営むことができる。その者がこの期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間についても同様とする。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第33条第1項に規定する講習会修了者等である者については、改正後の条例第44条第1項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。
- 4 この条例の施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成17年10月7日条例第112号）

この条例は、平成18年1月4日から施行する。ただし、附則第2項及び第3項の改正規定、附則第6項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める改正規定並びに附則第7項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年9月21日条例第28号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第19条の次に1条を加える改正規定は、平成20年1月4日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市屋外広告物条例第19条の2の規定は、平成20年1月4日以後に許可等の申請をした者から適用し、同日前に許可等の申請をした者については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月22日条例第3号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月22日条例第15号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日条例第18号）抄
（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条から第7条まで及び第9条から第11条までの規定並びに附則第5項及び第6項の規定 公布の日

附 則（平成27年9月30日条例第50号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（平成30年12月26日条例第63号）
（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成34年3月31日までの間に初めて改正後の長崎市屋外広告物条例第20条の2第2項の規定による点検をする広告物の所有者等は、同項の規定にかかわらず、改正前の長崎市屋外広告物条例第32条第1項後段に規定する管理する者に当該点検を行わせることができる。

3 この条例の施行の際現に改正前の長崎市屋外広告物条例第44条第1項第5号に掲げる業務主任者として同項の規定により選任されている者は、施行日から平成36年3月31日までの間は、改正後の長崎市屋外広告物条例第44条第1項の規定により選任されている業務主任者とみなす。

附 則（令和6年12月26日条例第53号）
（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正す

る法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪についてされた起訴は、拘禁刑が定められている罪についてされた起訴とみなす。

附 則（令和7年10月15日条例第98号）

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第49条第1項及び第5項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎市屋外広告物条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

別表第1（第52条関係）

（平10条例18・一部改正、平17条例49・旧別表・一部改正、令7条例98・一部改正）

区分		単位	金額
広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びに	0.5平方メートル未満	1枚、1個又は1基につき	円
	0.5平方メートル以上1平方メートル未満		140
			260

これらに類するもの	1平方メートル以上2平方メートル未満	550
	2平方メートル以上5平方メートル未満	1,160
	5平方メートル以上10平方メートル未満	2,280
	10平方メートル以上20平方メートル未満	4,080
	20平方メートル以上30平方メートル未満	6,720
	30平方メートル以上40平方メートル未満	9,480
	40平方メートル以上50平方メートル未満	13,200
	50平方メートル以上	13,740円に50平方メートル以上の面積1平方メートルまでごとに540円を加算した額
はり紙	1枚につき	5
はり札	1枚につき	140
立看板	1個につき	260

備考

- 1 照明を伴うものについては、それぞれの額に10割を加算するものとする。
- 2 許可等の期間が1年を超える場合は、それぞれの額に1年毎にそれぞれの額の2分の1に相当する額を加算するものとする。

別表第2（第52条関係）

（平17条例49・追加）

区分	金額
屋外広告業登録（更新）申請手数料	1件につき 10,000円

○長崎市屋外広告物条例施行規則

平成9年3月12日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎市屋外広告物条例（平成8年長崎市条例第37号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の定めるところによる。

(禁止地域)

第3条 条例第4条第13号に規定する市長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 博物館及び美術館 博物館法（昭和26年法律第285号）第11条に規定する登録を受けていること。
- (2) 病院 患者20人以上の収容施設を有していること。

(平17規則116・令5規則49・一部改正)

(許可の申請)

第4条 条例第7条、第8条又は第12条第5項の規定による許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、添付書類の一部又は全部を省略することができる。

- (1) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所及びその付近の状況を示す見取図並びにこれらの現況を示すカラー写真
- (2) 広告物若しくは掲出物件の形状、寸法、材料、構造、色彩、意匠その他表示又は設置の方法に関する仕様書及び図面
- (3) 建築物を利用する広告物又は掲出物件にあつては、当該建築物との位置関係を示す正面図及び側面図
- (4) 既設の広告物又は掲出物件がある場合においては、これらの表示面積、種類並びに個数を明らかにする書類及び現況を示すカラー写真
- (5) 他人が所有し、若しくは管理する土地、建築物若しくは工作物に広告物若しくは掲出物件を表示し、又は設置する場合は、当該土地、建築物又は工作物の使用の承諾を証する書類の写し
- (6) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関し、他の法令の規定による許可等を要する場

合は、当該許可等を受けていることを証する書類の写し

(平11規則34・平17規則116・一部改正)

(広告物活用地区における確認の申請)

第5条 条例第9条第2項の規定による確認を受けようとする者は、屋外広告物確認申請書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前条の規定は、屋外広告物確認申請書を提出する場合について準用する。

(景観保全型広告整備地区における届出)

第6条 条例第10条第6項の規定による届出をしようとする者は、屋外広告物設置届(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 第4条の規定は、屋外広告物設置届を提出する場合について準用する。

(広告物協定地区における認定の申請等)

第7条 条例第11条第1項に規定する市長が定める土地は、軌道、水路、農地その他これらに類する景観の保全に支障のない土地とする。

2 条例第11条第1項の規定による広告物協定が適当である旨の市長の認定、同条第3項の規定による広告物協定を変更する旨の市長の認定又は同条第7項の規定による広告物協定を廃止する旨の市長の認定を受けようとする者は、広告物協定認定申請書(第4号様式)に広告物協定書の写し及び広告物協定地区の位置図(広告物協定を廃止する旨の市長の認定を受けようとする場合を除く。)を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、当該内容が適当であると認めるときは、広告物協定認定書(第5号様式)を交付するものとする。

(平11規則34・一部改正)

(適用除外の基準)

第8条 条例第12条第2項第1号から第3号まで、第3項第1号及び第3号並びに第6項に規定する市長が定める基準は、別表第1のとおりとし、条例第12条第4項については、別表第1の2のとおりとする。

(平17規則116・平19規則67・一部改正)

(経過措置)

第9条 条例第13条に規定する市長が定める広告物又は掲出物件は、鉄骨造り、石造りその他これらに類する堅ろうなもので、かつ、建築基準法(昭和25年法律第201号)第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づき建築主事の確認を受けたもの又はこれに準ずるものと市長が認めたものとする。

2 条例第13条に規定する市長が定める日については、新たに条例第4条から第11条の規定を受けることとなる日から7年間とする。

(平17規則116・追加、平31規則5・一部改正)

(規格の設定)

第10条 条例第15条に規定する市長が定める規格は、別表第2のとおりとする。

(平17規則116・旧第9条繰下)

(許可等の期間)

第11条 条例第16条第1項に規定する市長が定める許可等の期間は、別表第3のとおりとする。

(平17規則116・旧第10条繰下)

(許可等の期間の更新)

第12条 条例第16条第3項の規定による許可等の期間の更新を受けようとする者は、許可等の期間が3月を超え3年以内のものにあつてはその期間の満了の日の1月前までに、3月以内のものにあつては10日前までに、屋外広告物更新許可等申請書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 広告物又は掲出物件の現状及び付近の状況を十分に知ることができるカラー写真
- (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関し、他の法令の規定による許可等を要する場合は、当該許可等を受けていることを証する書類の写し
- (3) 屋外広告物安全点検報告書(第6号様式の2)

(平11規則34・一部改正、平17規則116・旧第11条繰下・一部改正、平19規則67・平31規則5・一部改正)

(変更等の許可等)

第13条 条例第17条第1項の規定による変更等の許可等を受けようとする者は、屋外広告物変更等許可等申請書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の屋外広告物変更等許可等申請書には、第4条各号に掲げる書類又は図面のうち当該変更等に関する事項を明らかにしたものを添付しなければならない。

(平17規則116・旧第12条繰下、平26規則35・一部改正)

(軽微な変更又は改造)

第14条 条例第17条第1項に規定する市長が定める軽微な変更又は改造は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 広告物又は掲出物件の表示内容を変更しない補修、塗料の塗り替え、補強、美化等

(2) 定期的に変更する広告物を表示するために設置した施設又は物件に表示する広告物の表示の変更

(3) 色彩、意匠その他表示の方法を変更しない形状又は面積の縮小

(平17規則116・旧第13条繰下・一部改正)

(許可等の基準)

第15条 条例第18条第1項に規定する許可等の基準は、別表第4第1項の地域区分に応じ、同表第2項の許可等の基準のとおりとする。

(平17規則116・旧第14条繰下)

(許可等又は届出の表示)

第16条 市長は、第4条、第5条、第12条又は第13条の規定による許可等の申請に基づき許可等をするとき、屋外広告物許可書(第8号様式)又は屋外広告物確認書(第9号様式)に、屋外広告物許可等証票(第10号様式)を添えて、申請者に交付するものとする。

2 市長は第6条の規定による届出があつたときは、屋外広告物届出証票(第11号様式)を届出者に交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、はり紙については、当該はり紙に許可等済印(第12号様式)又は届出済印(第13号様式)を押して、屋外広告物許可等証票又は屋外広告物届出証票の交付に代えるものとする。

(平17規則116・旧第15条繰下、平26規則35・一部改正)

(完了の届出)

第16条の2 条例第19条の2の規定による届出をしようとする者は、屋外広告物(表示・設置)完了届(第13号様式の2)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第22条第3項に規定する簡易な広告物又は掲出物件を表示し、又は設置した者については、この限りでない。

(1) 広告物又は掲出物件の完成後のカラー写真

(2) その他市長が必要と認める書類

(平19規則67・追加、平31規則5・一部改正)

(点検)

第17条 条例第20条の2第1項の規定による点検は、広告物又は掲出物件の設置後3年以内ごとに行うものとする。ただし、第12条に規定する許可等の期間の更新をする場合にあっては、広告物又は掲出物件の設置後3年以内ごとかつ当該更新に係る申請の日前3月以内に行うものとする。

- 2 条例第20条の2第1項ただし書に規定する市長が別に定めるものは、はり札等、立看板等、横断幕・懸垂幕、気球広告及び広告旗とする。
- 3 条例第20条の2第2項に規定する市長が別に定めるものは、地上から広告物又は掲出物件の上端までの高さが4メートルを超えるものとする。
- 4 条例第20条の2第2項第2号に規定する前号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと市長が認める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士（木造建築士を除く。）の資格を有する者
- (2) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の5第1項に規定する特定建築物調査員資格者証を有する者
（平31規則5・追加）
（除却及び滅失届）
- 第18条 条例第21条第2項又は第33条第3項の規定による届出は、屋外広告物除却・滅失届（第14号様式）により行うものとする。
- 2 前項の届出には、広告物又は掲出物件の除却後の状況を十分に知ることができる写真を添付しなければならない。
- （平11規則34・一部改正、平17規則116・旧第16条繰下・一部改正、平31規則5・旧第17条繰下）
（広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法）
- 第19条 条例第24条第1項第1号に規定する市長が定める場所は、長崎市公告式条例（昭和26年長崎市条例第41号）第2条第2項に規定する掲示場とする。
- 2 条例第24条第1項第2号に規定する市長が定める方法は、市のホームページへの掲載とし、広告物又は掲出物件の保管を始めた日から起算して3月の間公表することとする。
- 3 条例第24条第2項の保管物件一覧簿の様式は、屋外広告物保管物件一覧簿（第15号様式）のとおりとし、まちづくり部景観推進室に備え付けるものとする。
- （平17規則116・追加、平19規則46・平23規則71・平28規則14・平30規則8・一部改正、平31規則5・旧第18条繰下）
（広告物又は掲出物件の返還に係る受領書の様式）
- 第20条 条例第28条に規定する市長が定める受領書の様式は、第16号様式のとおりとする。
- （平17規則116・追加、平31規則5・旧第19条繰下）
（立入検査）

第21条 条例第30条第2項及び第51条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明証（第17号様式）とする。

（平17規則116・旧第17条繰下・一部改正、平31規則5・旧第20条繰下）

（管理者の設置）

第22条 条例第32条第1項に規定する市長が定める大規模な広告物又は掲出物件とは、鉄骨造り、石造りその他これらに類する堅ろうなもので、かつ、建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づき建築主事の確認を受けたもの又はこれに準ずるものと市長が認めたものとする。

2 条例第32条第1項に規定する市長が定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 条例第44条第1項に規定する者
- (2) 第17条第4項第2号に規定する者
- (3) 第32条第1号に規定する者

3 条例第32条第2項に規定する市長が定める簡易な広告物又は掲出物件とは、はり紙、はり札等、立看板等、横断幕・懸垂幕、気球広告及び広告旗とする。

（平11規則34・一部改正、平17規則116・旧第18条繰下・一部改正、平31規則5・旧第21条繰下・一部改正）

（管理者等の届出）

第23条 条例第33条第1項の規定による届出は、屋外広告物管理者設置届出書（第18号様式）により行うものとする。

2 条例第33条第1項に規定する市長が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 広告物又は掲出物件の種類及び件数
- (2) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所
- (3) 条例第32条第1項後段の規定により前条第2項各号に規定する資格を有する者を管理者として置く場合は、その資格

3 屋外広告物許可申請書又は屋外広告物確認申請書に当該広告物又は掲出物件を管理する者の氏名又は名称、住所等を記載して申請した場合は、第1項の届出をしたものとみなす。

4 条例第33条第2項又は第4項の規定による届出は、屋外広告物設置者・管理者変更届（第19号様式）により行うものとする。

（平17規則116・旧第19条繰下・一部改正、平31規則5・旧第22条繰下）

(登録の更新の申請期限)

第24条 屋外広告業者は、条例第35条第3項の規定による更新の登録を受けようとするときは、その者が現に受けている登録の有効期間満了日の30日前までに当該登録の更新を申請しなければならない。

(平17規則116・追加、平31規則5・旧第23条繰下)

(登録申請書の様式)

第25条 条例第36条第1項に規定する申請書の様式は、第20号様式のとおりとする。

(平17規則116・追加、平19規則67・一部改正、平31規則5・旧第24条繰下)

(登録申請書の添付書類)

第26条 条例第36条第2項に規定する市長が定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 屋外広告業の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）が、法人である場合にあつては、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（以下「役員」という。）、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつては、その法定代理人が、条例第38条第1項各号に該当しない者であることを誓約する誓約書（第21号様式）
- (2) 登録申請者が選任した業務主任者が条例第44条第1項各号に掲げる要件のいずれかに適合する者であることを証する書面
- (3) 登録申請者（法人である場合にあつてはその役員を、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人を含む。）の登録申請者略歴書（第22号様式）
- (4) 登録申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書

2 市長は、次に掲げる者に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の5第1項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）について、同法第30条の7第5項の規定によるその提供を受けることが出来ないとき、又は同法第30条の8第1項の規定によるその利用ができないときは、登録申請者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

- (1) 登録申請者が個人である場合にあつては、当該登録申請者
- (2) 登録申請者が法人である場合にあつては、その役員（当該役員が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該役員及びその法定代理人）
- (3) 登録申請者が選任した業務主任者

(平17規則116・追加、平31規則5・旧第25条繰下)

(屋外広告業者登録簿)

第27条 条例第37条第1項の屋外広告業者登録簿の様式は、第23号様式のとおりとする。

2 条例第37条第2項による通知の際、市長は、屋外広告業登録済証(第24号様式)を登録申請者に交付するものとする。

(平17規則116・追加、平19規則67・一部改正、平31規則5・旧第26条繰下)

(変更の届出)

第28条 条例第39条第1項の規定により変更の届出をする場合において、当該変更が次に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書面を屋外広告業登録事項変更届出書(第25号様式)に添付しなければならない。

(1) 条例第36条第1項第1号に掲げる事項の変更(変更の届出をした者が法人である場合に限る。) 登記事項証明書

(2) 条例第36条第1項第2号に掲げる事項の変更(商業登記の変更を必要とする場合に限る。) 登記事項証明書

(3) 条例第36条第1項第3号に掲げる事項の変更 登記事項証明書並びに第26条第1項第1号及び第3号の書面

(4) 条例第36条第1項第4号に掲げる事項の変更 第26条第1項第1号及び第3号の書面

(5) 条例第36条第1項第5号に掲げる事項の変更 第26条第1項第2号の書面

2 市長は、第26条第2項各号に掲げる者に係る本人確認情報について、住民基本台帳法第30条の7第5項の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第30条の8第1項の規定によるその利用ができないときは、変更の届出をした者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

(平17規則116・追加、平31規則5・旧第27条繰下・一部改正)

(廃業等の届出)

第29条 条例第41条第1項の規定による廃業等の届出は、屋外広告業廃止届(第26号様式)に、交付を受けている屋外広告業登録済証又は屋外広告業届出済証を添えて行うものとする。

(平17規則116・追加、平19規則67・一部改正、平31規則5・旧第28条繰下)

(講習会)

第30条 市長は、条例第43条第1項に規定する講習会を開催しようとするときは、講習会

の開催予定日の2週間前までに、開催の日時、場所及び受講の申込期限その他講習会の開催に関し必要な事項を公告するものとする。

2 講習会の講習要目及びその内容は、別表第5のとおりとする。

(平17規則116・旧第21条繰下・一部改正、平31規則5・旧第29条繰下)

(受講手続等)

第31条 講習会を受けようとする者は、講習会受講申込書(第27号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 住民票抄本又は住民票謄本

(2) 次条に規定する講習会の過程の一部の免除を受ける者は、同条各号のいずれかに該当することを証する書類

2 市長は、前項の講習会受講申込書の提出があつたときは、講習会受講票(第28号様式)を申込者に交付するものとする。

3 市長は、講習会の過程を終了した者に講習会修了証明書(第29号様式)を交付するものとする。

(平11規則34・一部改正、平17規則116・旧第22条繰下・一部改正、平31規則5・旧第30条繰下)

(講習会過程の一部免除)

第32条 市長は、講習会を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、講習要目の屋外広告物の施工に関する事項の過程を免除する。

(1) 建築士法第2条第1項に規定する建築士

(2) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第2条第4項に規定する電気工事士

(3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者

(4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づき帆布製品科に係る職業訓練指導員免許を受けた者若しくは帆布製品製造科に係る職業訓練を修了した者又は帆布製品製造に係る技能検定に合格した者

(平17規則116・旧第23条繰下、平31規則5・旧第31条繰下・一部改正)

(講習会運営の委託)

第33条 条例第43条第2項の規定による委託をする場合の相手方は、屋外広告業を営む者が組織する団体など講習会の運営に関する事務を的確に処理する能力があると市長が認

めるものとする。

2 条例第43条第2項の規定による委託をする場合の事務の範囲は、次に掲げる事務以外の全部又は一部とする。

- (1) 講習会の開催の公告
- (2) 講習会修了者の判定

(平17規則116・旧第24条繰下・一部改正、平31規則5・旧第32条繰下)

(標識の掲示)

第34条 条例第45条に規定する市長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 商号、名称又は氏名及び法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 営業所の名称及び所在地
- (3) 登録番号及び登録年月日
- (4) 登録の有効期限
- (5) 業務主任者の氏名

2 条例第45条の規定により屋外広告業者が掲げる標識の様式は、第32号様式のとおりとする。

3 条例第49条第2項の規定により条例第35条第1項の登録を受けた屋外広告業者とみなされた者（以下「特例屋外広告業者」という。）については、前2項の規定は、第1項第3号中「登録番号及び登録年月日」とあるのは「届出番号及び届出年月日」と、同項第4号中「登録の有効期限」とあるのは「届出の有効期限」と、前項中「第32号様式」とあるのは「第33号様式」と読み替えて適用する。

(平17規則116・追加、平26規則35・一部改正)

(特例屋外広告業者の届出)

第35条 条例第49条第3項の規定により届出を行おうとする特例屋外広告業者は、第34号様式による届出書を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 長崎県屋外広告物条例第29条の登録を受けたことを証する書面
- (2) 第26条第1項第2号に掲げる書面

3 市長は、第1項の届出があつたときは、屋外広告業届出済証（第35号様式）を交付するものとする。

(平17規則116・追加、平31規則5・一部改正)

(特例屋外広告業者届出簿)

第35条の2 条例第49条第7項の特例屋外広告業者届出簿の様式は、第35号様式の2のとおりとする。

(平19規則67・追加)

(特例屋外広告業者の変更の届出)

第36条 特例屋外広告業者は、次の各号に掲げる事項に変更があつたときは、第36号様式による変更届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 本市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地
- (3) 前号の営業所ごとに置かれる業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

2 前項の場合において、当該変更が前項第3号に掲げる事項の変更であるときは、前条第2項第2号に掲げる書面を変更届出書に添付しなければならない。

(平17規則116・追加)

(帳簿の記載事項等)

第37条 条例第46条の規定により屋外広告業者が備える帳簿（以下「帳簿」という。）の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 注文者の氏名又は名称及び住所
- (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
- (3) 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
- (4) 当該表示又は設置の年月日
- (5) 請負金額

2 帳簿の様式は、第37号様式のとおりとする。

3 第1項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて帳簿への記載に代えることができる。

4 帳簿（前項の規定により記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、広告物の表示又は設置の契約ごとに作成しなければならない。

5 屋外広告業者は、帳簿（第3項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後5年間営業所ごとに当該帳簿を保管しなければならない。

(平17規則116・追加)

(監督処分簿の備付け等)

第38条 条例第50条の屋外広告業者監督処分簿の様式は、第38号様式のとおりとし、まちづくり部景観推進室に備え付けるものとする。

(平17規則116・追加、平19規則67・平23規則71・平28規則14・平30規則8・一部改正)

(委任)

第39条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

(平17規則116・旧第34条繰下・一部改正、平26規則35・一部改正、平27規則30・旧第47条繰上・一部改正、平27規則96・旧第40条繰上・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

(規則の廃止)

2 長崎市屋外広告物審議会規則(平成8年長崎市規則第67号)は、廃止する。

(既存の広告物等の特例)

3 条例附則第2項に規定する市長が定める広告物又は掲出物件は、鉄骨造り、石造りその他これらに類する堅ろうなもので、かつ、建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づき建築主事の確認を受けたもの又はこれに準ずるものと市長が認めたものとする。

(平17規則116・一部改正)

4 条例附則第2項に規定する市長が定める日は、平成16年6月30日とする。

附 則(平成11年3月26日規則第34号)

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の長崎市屋外広告物条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成12年3月14日規則第23号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年4月25日規則第90号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の長崎市屋外広告物条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成15年5月2日規則第67号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年7月30日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年12月13日規則第85号）

この規則は、平成17年1月4日から施行する。

附 則（平成17年8月19日規則第116号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の長崎市屋外広告物条例施行規則に定める様式の用紙は、当分の間、所要の整備をして使用することができる。

附 則（平成19年3月30日規則第46号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日規則第67号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第16条の次に1条を加える改正規定及び第13号様式の次に1様式を加える改正規定は、平成20年1月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の長崎市屋外広告物条例施行規則に定める様式の用紙は、当分の間、所要の整備をして使用することができる。

附 則（平成23年3月30日規則第54号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件で、改正後の長崎市屋外広告物条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第15条に規定する基準に適合しなくなるものについては、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から3年間（改正後の規則第9条第1項に規定するものにあつては、7年間）は、なお従前の例による。

3 改正後の規則第15条の規定は、施行日以後の申請に係る許可について適用し、施行日前の申請に係る許可については、なお従前の例による。

附 則（平成23年7月20日規則第71号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第35号）

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の長崎市屋外広告物条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成27年3月20日規則第30号）

この規則中第2条、第3条、第5条、第8条及び第10条の規定は平成27年4月1日から、その他の規定は公布の日から施行する。

附 則（平成27年9月30日規則第96号）

この規則は、平成27年12月1日から施行する。ただし、第8号様式、第17号様式から第19号様式まで及び第22号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月22日規則第14号）抄

(施行期日)

1 この規則中第1条及び附則第3項から第33項までの規定は平成28年4月1日から、第2条の規定は平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成30年3月22日規則第8号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月22日規則第5号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の長崎市屋外広告物条例施行規則第21条第2項に掲げる資格を有する者であつて、長崎市屋外広告物条例第32条第1項に規定する管理者として置かれているものは、この規則の施行の日から平成34年3月31日までの間は、改正後の長崎市屋外広告物条例施行規則第22条第2項に掲げる資格を有する者とみなす。
- 3 改正前の長崎市屋外広告物条例施行規則に定める様式(第30号様式及び第31号様式を除く。)による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和3年3月31日規則第37号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和5年6月9日規則第49号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1 (第8条関係)

(平17規則116・平19規則67・一部改正)

種類	基準
条例第12条第2項第1号に掲げる広告物又はこの掲出物件	(1) 禁止地域においては、同一の建物若しくは土地に、条例第12条第2項第1号及び同項第2号に規定する広告物若しくはこの掲出物件を設置する場合のその表示し、若しくは設置する事業所又はそれ以外の広告物若しくはこの掲出物件を表示し、若しくは設置する場合のその表示し、若しくは設置し、若しくはそれらを管理する事業所(以下単に「1事業所」という。)当たりの表示面積の合計が5平方メートル以下であること。 (2) 許可地域においては、1事業所当たりの表示面積の合計が10平方メートル以下であること。
条例第12条第2項第2号に掲げる広告物又はこの	(1) 土地の管理上の必要に基づく場合においては、露出したネオン管を使用しないもので、その土地内における1事業所当たりの

掲出物件	表示面積の合計が5平方メートル以下であること。 (2) 物件の管理上の必要に基づく場合においては、露出したネオン管を使用しないもので、1物件につき表示面積の合計が、0.3平方メートル以下であること。
条例第12条第2項第3号に掲げる広告物又はこれの掲出物件	工事期間中に限り表示するもので、周囲の景観と調和したものであり、かつ、宣伝の用に供するものでないこと。
条例第12条第3項第1号に掲げる広告物又は掲出物件	周囲の景観と調和したもので、かつ、表示面積が5平方メートル以下であること。
条例第12条第3項第3号に掲げる広告物又は掲出物件	周囲の景観と調和したもので、かつ、宣伝の用に供するものでないこと。
条例第12条第6項に掲げるもの	(1) 表示面積が0.3平方メートル以下で、かつ、表示は1個限りであること。 (2) 前号の規定にかかわらず、ベンチに表示する広告物は、その意匠等が周囲の景観と調和したもので、かつ、地色がマンセル表色系の彩度3以下及び明度5以上のものとする。この場合において、当該広告物の表示は、ベンチの背もたれ部のみとする。

別表第1の2（第8条関係）

（平17規則116・追加）

種類	個別基準	共通基準
はり紙	(1) 広告物の表示面積は、1平方メートル以下であること。 (2) 広告物は、壁面等にのり接着剤等によつてはり付けるものでないこと。	(1) 広告物は、同一のものを連続して表示するものでないこと。 (2) 広告物の表示期間が1月以内であること。
はり札等	(1) 広告物の表示面積は、1平方メートル以下であること。 (2) 広告物は、道路敷に表示し、又は設置するものでないこと。	(3) 広告物に表示期間及び表示者名、連絡先を明示していること。
広告旗	(1) 広告物の1面の表示面積は、2平方メートル	(4) 広告物がけばけばしい色

	以下であること。 (2) 広告物は、道路敷に表示し、又は設置するものでないこと。	彩でなく、蛍光塗料を使用していないこと。
立看板等	(1) 立看板 ア 広告物は、横0.9メートル、縦（足を含む。）2.1メートル以下であること。 イ 広告物は、道路敷に表示し、又は設置するものでないこと。	
	(1) 立看板類似広告物 ア 広告物は、道路敷に表示し、又は設置するものでないこと。	

別表第2（第10条関係）

（平17規則116・平23規則54・一部改正）

1 共通要件

項目	規格
景観への配慮	(1) まちの美観及び自然美を損なわず、周囲の景観に適した意匠と色彩を有するものとする。 (2) 蛍光塗料を使用しないものであること。 (3) 広告物又は掲出物件の裏面及び側面についても、美観を損なわないよう施工したものであること。 (4) 広告物に表示する文字は、1文字の表示面積が1.44平方メートル以下で、かつ、文字寸法が2.0メートル以下であること。 (5) 禁止地域にあつては、次のとおりとする。 ア 点滅灯及び回転灯の類は、使用しないものであること。 イ ネオン管を使用する場合は、露出したネオン管を使用せず、光源を点滅させないものであること。 ウ ネオン管その他の照明を使用する広告物は、昼間においても美観を損なわないものであること。
安全性	構造が安全であり、かつ、その形状と意匠が構造物として安定感を与えるものであること。
色彩	(1) 広告物の地色は、けばけばしい色彩を避け、使用する色の数もできるだけ

	少ないものであること。 (2) 反射式の素材は、使用しないものであること。
--	--

2 個別要件

種類	規格
広告塔	木、金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、土地に建てられ、又は工作物等に取り付けられ、広告表示面を含めその構造が多角柱、円柱等の立体構造のもの
広告板	木、金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、土地に建てられ、又は工作物等に取り付けられ、広告表示面が板状であるもの
屋上広告	建築物の屋上に固定して設置するもの
壁面広告	建築物又は工作物の外壁面に固定して設置するもの（外壁面から突き出すものを除く。）
突出広告	建築物又は工作物の外壁面に固定して設置するもの（外壁面から突き出すものに限る。）
ポール型広告	金属柱等の耐久性のある材料を使用し、土地に建てられ、又は工作物等に取り付けられた1本又は複数の柱に取り付けられたもの
アーチ型広告	金属等の堅ろうな材料を使用して作成され、道路を横断して設置されるもの
電柱等利用広告	巻付広告 金属等を使用して作成されたもので、電柱、街灯柱その他電柱に類するものを利用して巻き付けられ、広告内容を表示するもの
	つり下げ広告 木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、電柱、街灯柱その他電柱に類するものを利用して取り付けられ、広告内容を表示するもの
はり紙	紙等を使用して作成されたもので、建築物又は工作物等を利用してはり付けて、広告内容を表示するポスター、ビラ等
はり札	紙、木、合成樹脂又は金属等を使用して作成されたもので、建築物又は工作物等を利用して取り付けられ広告内容を表示するもの
立看板	紙、布、木又は金属等の材料を使用して作成されたもので、単独で建てられ、

	又は建築物若しくは工作物等を利用して立てかけられ、移動性のあるもので、 広告内容を表示するもの
横断幕・懸垂幕	布状のものを、さお、ひも等に掛け、建築物又は工作物を利用して設置する もので、容易に取りはずすことができるもの
気球広告	気球を利用して広告物を表示するもの
広告旗	木、プラスチック、金属等のさおに布を取り付けたもので、単独で建てられ、 又は建築物若しくは工作物等に取り付けられ、その布を利用して表示されるもの

別表第3（第11条関係）

（平17規則116・全改、平19規則67・一部改正）

種類	許可等の期間
(1) はり紙、はり札、立看板、横断幕・懸垂幕、気球広告及び 広告旗	3月以内
(2) 前号に掲げるもの以外の広告物又は掲出物件	3年以内

別表第4（第15条関係）

（平16規則85・平17規則116・平23規則54・一部改正）

1 許可等の地域区分

地域区分	適用地域
第1種許可地域	(1) 条例第4条第1号に規定する市長が指定する区域及び場所並びに都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた市街化調整区域 (2) 都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域のうち、高島都市計画区域、伊王島都市計画区域、琴海都市計画区域（第2種許可地域以外の区域に限る。）及び三和都市計画区域（第2種許可地域以外の区域に限る。） (3) 都市計画法第5条の規定による都市計画区域の指定がなされていない区域のうち、第2種許可地域以外の区域
第2種許可地域	(1) 都市計画法第2章の規定により定められた第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域 (2) 一般国道202号（神浦口福町から永田町までの区間に限る。）の道路境界線から50メートル以内の区域のうち、市長が別に告示で指定する区域

	<p>(3) 一般国道206号（琴海形上町から西海町までの区間に限る。）の道路境界線から50メートル以内の区域のうち、市長が別に告示で指定する区域</p> <p>(4) 一般国道499号（布巻町から脇岬町までの区間に限る。）の道路境界線から50メートル以内の区域のうち、市長が別に告示で指定する区域</p> <p>(5) 主要地方道野母崎宿線（野母町から藤田尾町までの区間に限る。）の道路境界線から50メートル以内の区域のうち、市長が別に告示で指定する区域</p> <p>(6) 一般県道長崎漁港村松線（西海町の区域内の区間に限る。）及び臨港道路畝刈琴海線（西海町の区域内の区間に限る。）の道路境界線から50メートル以内の区域のうち、市長が別に告示で指定する区域</p>
第3種許可地域	条例第7条に規定する区域のうち、第1種許可地域及び第2種許可地域以外の区域

2 許可等の基準

(1) 総表示面積の規制基準

- ア 第1種許可地域にあつては、1事業所当たりの広告物の表示面積の総合計は、12平方メートル以下であること。
- イ 第2種許可地域にあつては、1事業所当たりの広告物の表示面積の総合計は、30平方メートル（事業所の敷地面積が3,000平方メートルを超える場合にあつては、80平方メートル）以下であること。ただし、揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）第2条に規定する給油所（以下単に「給油所」という。）においては、1事業所当たりの広告物の表示面積の総合計は、60平方メートル以下であること。
- ウ 第3種許可地域にあつては、1事業所当たりの広告物の表示面積の総合計は、80平方メートル以下であること。ただし、1事業所で、屋上広告物のみを表示し、又は設置する場合に限つては、1事業所当たりの広告物の表示面積の総合計は、160平方メートル以下であること。

(2) 共通基準

- ア 広告物の表示の大きさは、効果において必要最小限であること。広告物の高さは、効果において必要最低限であること。
- イ 広告物の意匠及び広告内容が同一であり、かつ、1事業所が同一である広告物を、狭い区域に集中して表示せず、又は掲出しないこと。

ウ 広告物(売出し広告又は祭礼等一時的に使用する広告物を除く。)を道路に沿い、多数連続的に表示せず、又は掲出しないこと。

エ 景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項の規定に基づき定められた長崎市景観計画において、同法第8条第2項第5号イとして定められた広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項に適合すること。

(3) 個別の基準

種類	基準	共通基準	第1種許可地域の基準	第2種許可地域の基準	第3種許可地域の基準
広告塔		地上から広告物の上端までの高さは、15メートル以下であること。	広告物の表示面積の総計は、12平方メートル以下であること。	広告物の表示面積の総計は、30平方メートル以下であること。	広告物の表示面積の総計は、80平方メートル以下であること。
広告板		地上から広告物の上端までの高さは、10メートル以下であること。	広告物の1面の表示面積は、12平方メートル以下であること。ただし、複数の広告物を同一の掲出物件に表示する場合は、1面の表示面積の総計は、12平方メートル以下であること。	広告物の1面の表示面積は、15平方メートル以下であること。ただし、複数の広告物を同一の掲出物件に表示する場合は、1面の表示面積の総計は、15平方メートル以下であること。	広告物の1面の表示面積は、25平方メートル以下であること。ただし、複数の広告物を同一の掲出物件に表示する場合は、1面の表示面積の総計は、25平方メートル以下であること。
屋上広告		(1) 広告物は、建築物壁面の垂直上面を超えて突出しないものであること。 (2) 広告物の高さは、建築物の高さの3分の2以下で、かつ、15メートル以下であること。	広告物の1面の表示面積は、12平方メートル以下であること。	広告物の1面の表示面積は、30平方メートル以下であること。ただし、給油所においては、4平方メートル以下であること。	広告物の1面の表示面積は、80平方メートル以下であること。ただし、給油所においては、4平方メートル以下であること。

	<p>こと。</p> <p>(3) 広告物及び掲出物件の高さは、建築物の横幅を超えないものであること。</p> <p>(4) 地上から広告物の上端までの高さは、50メートル以下であること。</p>			
壁面広告	<p>(1) 広告物は、窓面及び開口部をふさぐものでないこと。</p> <p>(2) 表示する壁面の外郭線を超えて突出しないものであること。</p>	<p>(1) 広告物の表示面積（複数の広告物の所有者等が、同一壁面に広告物を表示する場合は、当該壁面の表示面積を合計した面積）は、広告物を表示する1壁面の総面積の10分の2以下であること。</p> <p>(2) 広告物の1面の表示面積は、12平方メートル以下であること。</p>	<p>(1) 広告物の表示面積（複数の広告物の所有者等が、同一壁面に広告物を表示する場合は、当該壁面の表示面積を合計した面積）は、広告物を表示する1壁面の総面積の10分の2以下であること。</p> <p>(2) 広告物の1面の表示面積は、20平方メートル以下であること。ただし、給油所においては、60平方メートル以下であること。</p>	<p>(1) 広告物の表示面積（複数の広告物の所有者等が、同一壁面に広告物を表示する場合は、当該壁面の表示面積を合計した面積）は、広告物を表示する1壁面の総面積の10分の2以下であること。</p> <p>(2) 広告物の1面の表示面積は、30平方メートル以下であること。ただし、給油所においては、60平方メートル以下であること。</p>
石垣、よう壁及び土はを利用する広告物	<p>広告物の表示面積は、5平方メートル以下であること。</p>			

突出広告	<p>(1) 広告物の道路への突出幅は、1.0メートル以下であること。</p> <p>(2) 広告物の建築物からの突出幅は、1.5メートル以下であること。</p> <p>(3) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路又は車道上では4.5メートル以上であること。</p> <p>(4) 広告物の上端は、建築物の壁面の上端を超えないものであること。</p> <p>(5) 広告物は、建築物の同一壁面については、2列までとし、その突出幅は同一であること。</p>			
ポール型広告	地上から広告物の上端までの高さは、15メートル以下であること。	<p>広告物の1面の表示面積は、6平方メートル以下であること。ただし、複数の広告物を同一ポールに表示する場合は、1面の表示面積の総合計</p>	<p>広告物の1面の表示面積は、15平方メートル以下であること。ただし、複数の広告物を同一ポールに表示する場合は、1面の表示面積の総合計</p>	<p>広告物の1面の表示面積は、25平方メートル以下であること。ただし、複数の広告物を同一ポールに表示する場合は、1面の表示面積の総合計</p>

		は、6平方メートル以下であること。	は、15平方メートル以下であること。	は、25平方メートル以下であること。
アーチ型広告	(1) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上では、2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路又は車道上では4.5メートル以上であること。 (2) 広告物の表示内容は、町名、商店街その他これらに類するものに限るものであること。			
電柱等利用広告	巻付広告 (1) 広告物の長さは、1.5メートルであること。 (2) 地上から広告物の下端までの高さは、1メートル以上であること。 (3) 広告物は、電柱等1本につき1個であること。 (4) 広告物は、街灯柱に表示するものでないこと。			
つり下げ広告	(1) 広告物の長さは、1.2メートル以下、幅は、0.5メートル（突			

	<p>出幅は0.6メートル)以下であること。ただし、消火栓標識柱に添加して表示する広告物の大きさは、縦0.4メートル、横0.8メートル以下であること。</p> <p>(2) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上では、2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路又は車道上では4.5メートル以上であること。</p> <p>(3) 広告物は、歩車道の区別のある道路では歩道側を向け、その区別のない道路では原則的に民地側を向けて取り付けるものであること。</p> <p>(4) 広告物は、電柱等1本につき1個であること。</p> <p>(5) 広告物は、支電柱に表示するものでないこと。</p>			
はり紙	<p>(1) 広告物の表示面積は、1平方メートル以下であること。</p>			

	<p>(2) 広告物は、同一壁面に同一のものを連続して表示するものでないこと。</p> <p>(3) 広告物は、壁面等にのり、接着剤等によつてはり付けるものでないこと。</p>			
はり札	<p>(1) 広告物の表示面積は、1平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 広告物は、同一壁面に同一のものを連続して表示するものでないこと。</p>			
立看板	<p>(1) 広告物は、横0.9メートル、縦（足を含む。）2.1メートル以下であること。</p> <p>(2) 広告物は、同一のものを連続して表示するものでないこと。</p> <p>(3) 広告物は、道路敷に表示し、又は設置するものでないこと。</p>			
横断幕	<p>(1) 広告物の幅は、1メートル以下であること。</p> <p>(2) 地上から広告物の</p>			

	<p>下端までの高さは、4.5メートル以上であること。</p> <p>(3) 広告物は、歩道上のみを横断して表示しないものであること。</p> <p>(4) 広告物は、風雨により、ねじれず、落下せず、又は浮遊しないように、係留するものであること。</p>			
懸垂幕	<p>(1) 広告物の幅は、1メートル以下、長さは10メートル以下であること。</p> <p>(2) 広告物は、風雨により、ねじれず、落下せず、又は浮遊しないように、係留するものであること。</p>			
気球広告	<p>(1) 広告物の表示は、網を使用するもので、その幅は1メートル以下、長さは12メートル以下であること。</p> <p>(2) 気球の上端から取付部分までの長さは、50メートル以下であること。</p>			

	(3) 設置場所から半径50メートル以内にある電線より高い位置に取り付けるものであること。			
広告旗	(1) 広告物の1面の表示面積は、2平方メートル以下であること。 (2) 広告物は、道路敷に表示し、又は設置するものでないこと。			

別表第5（第30条関係）

（平17規則116・平31規則5・一部改正）

講習要目	内容
(1) 広告物に関する法令	法の趣旨を徹底させるとともに、条例及び同施行規則、都市計画法、建築基準法、道路法（昭和27年法律第180号）等について一般的知識を修得させることを目標とする。
(2) 広告物の表示の方法に関する事項	都市の美観風致と広告物の意匠、色彩及び形状との調和のあり方について、一般的知識を修得させることを目標とする。
(3) 広告物の施工に関する事項	広告物の種類ごとに材料、構造、設置方法等について一般的知識を修得させることを目標とする。

第1号様式（第4条関係）

屋外広告物許可申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者 住所
氏名
（電話 — — ）
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

長崎市屋外広告物条例（第7条
第8条
第12条第5項）の規定により、次のとおり申請します。

表示又は設置場所	
用途地域	
許可地域の区分※	第1種 第2種 第3種 その他（ ）
表示又は設置期間	年 月 日から 年 月 日まで
表示面積の合計	m ²

工事施工者	住所 氏名（電話 — — ） 屋外広告業 { 登録 } 番号 { 届出 } 年月日		
管理者	住所 氏名（電話 — — ） 有する資格 1 屋外広告士 2 講習会修了者 3 広告美術科に係る職業訓練指導員免許所持者等 4 特定建築物調査員 5 建築士 資格の届出番号 大臣・（ ）都道府県・市 第 号		
表示又は設置場所の所有者（管理者）の承諾	住所 氏名（電話 — — ）		
建築基準法による工作物確認	要・不要	対象となる広告物	
道路法による占用許可	要・不要	対象となる広告物	
他の法令による許可等	要・不要	対象となる広告物	

裏面

広告物の種類		表示内容	材質	寸 法	面積	照明面積
①				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²
②				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²
③				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²
④				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²
⑤				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²
⑥				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²
⑦				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²
⑧				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²
⑨				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²
⑩				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²
合計						

第2号様式（第5条関係）

屋外広告物確認申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者 住所
氏名
（電話 — — ）
（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

長崎市屋外広告物条例第9条第2項の規定により、次のとおり申請します。

表示又は設置場所	
用途地域	
許可地域の区分※	第1種 第2種 第3種 その他（ ）
表示又は設置期間	年 月 日から 年 月 日まで
表示面積の合計	m ²

工事施工者	住所 氏名 屋外広告業 { 登録 } 番号 { 届出 } 年月日 (電話 — —)
管理者	住所 氏名 有する資格 1 屋外広告士 2 講習会修了者 3 広告美術科に係る職業訓練指導員免許所持者等 4 特定建築物調査員 5 建築士 資格の届出番号 大臣・() 都道府県・市 第 号 (電話 — —)
表示又は設置場所の所有者（管理者）の承諾	住所 氏名 (電話 — —)
建築基準法による工作物確認	要・不要 対象となる広告物
道路法による占用許可	要・不要 対象となる広告物
他の法令による許可等	要・不要 対象となる広告物

裏面

広告物の種類		表示内容	材質	寸 法	面積	照明面積
①				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²
②				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²
③				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²
④				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²
⑤				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²
⑥				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²
⑦				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²
⑧				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²
⑨				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²
⑩				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²
合計						

第3号様式（第6条関係）

屋外広告物設置届

年 月 日

（あて先）長崎市長 様

届出者 住所
氏名
（電話 - - ）
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

長崎市屋外広告物条例第10条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

表示又は設置場所	
用途地域	
許可地域の区分※	第1種 第2種 第3種 その他（ ）
表示又は設置期間	年 月 日から 年 月 日まで
表示面積の合計	m ²

工事施工者	住所 氏名 屋外広告業 { 登録 } 番号 { 登録 } 年月日 （電話 - - ）
管理者	住所 氏名 有する資格 1 屋外広告士 2 講習会修了者 3 広告美術科に係る職業訓練指導員免許所持者等 4 特定建築物調査員 5 建築士 資格の届出番号 大臣・（ ）都道府県・市 第 号 （電話 - - ）
表示又は設置場所の所有者（管理者）の承諾	住所 氏名 Ⓣ（電話 - - ）
建築基準法による工作物確認	要・不要 対象となる広告物
道路法による占用許可	要・不要 対象となる広告物
他の法令による許可等	要・不要 対象となる広告物

裏面

広告物の種類		表示内容	材質	寸 法	面積	照明面積
①				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²
②				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²
③				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²
④				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²
⑤				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²
⑥				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²
⑦				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²
⑧				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²
⑨				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²
⑩				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²
合計						

第4号様式(第7条関係)

広告物協定認定申請書(新規・変更・廃止)

年 月 日

(あて先)長崎市長 様

申請者 住所
氏名
(電話 — —)

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

長崎市屋外広告物条例第11条第1項(第3項・第7項)の規定により、次のとおり届け出ます。

代表者の氏名及び住所			
広告物協定の名称			
広告物協定地区の地名 及び地番			
協定地区の面積			
広告物協定の有効期間			
変更・廃止理由 ※1			
変更内容 ※2			
土地所有者等の人数	人	協定参加者の人数	人

(注意) 1 ※1は該当するものに○をつけ、理由を記入してください。

2 ※2は変更の場合のみ記入してください。

受付

第5号様式(第7条関係)

広 告 物 協 定 認 定 書

長崎市指令 第 号
年 月 日

様

長崎市長 

年 月 日付で認定の申請があつた広告物協定については、長崎市屋外広告物条例第11条第1項(第3項・第7項)の規定により、次のとおり認定します。

- 1 認 定 番 号
- 2 協 定 の 名 称
- 3 協定地区の地名及び地番
- 4 協 定 地 区 の 面 積
- 5 協 定 の 有 効 期 間

第6号様式（第12条関係）

屋外広告物更新許可等申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者 住所
氏名
（電話 — — ）
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

長崎市屋外広告物条例第16条第3項の規定により、次のとおり申請します。

表示又は設置場所	
用途地域	
許可地域の区分※	第1種 第2種 第3種 その他（ ）
表示又は設置期間	年 月 日から 年 月 日まで
表示面積の合計	m ²
現在の許可等年月日番号	年 月 日 長崎市指令第 号

管理者	住所 氏名 （電話 — — ） 有する資格 1 屋外広告士 2 講習会修了者 3 広告美術科に係る職業訓練指導員免許所持者等 4 特定建築物調査員 5 建築士 資格の届出番号 大臣・（ ）都道府県・市 第 号		
表示又は設置場所の所有者（管理者）の承諾	住所 氏名 （電話 — — ）		
建築基準法による工作物確認	要・不要	対象となる広告物	
道路法による占用許可	要・不要	対象となる広告物	
他の法令による許可等	要・不要	対象となる広告物	

裏面

	広告物の種類	表示内容	材質	寸 法	面積	照明面積
①				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²
②				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²
③				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²
④				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²
⑤				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²
⑥				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²
⑦				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²
⑧				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²
⑨				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²
⑩				縦 横 m× m × 面	m ²	m ²
合計						

第6号様式の2 (第12条関係)
(第1片)

屋外広告物安全点検報告書

(総括表)

年 月 日

(あて先) 長 崎 市 長

申請者 住 所
氏 名
(電話番号)

管理者 住 所
氏 名
(電話番号)

屋外広告物の安全点検を行いましたので、報告します。

表示又は設置場所	長崎市
前回許可	年 月 日 指令 第 号

個別 番号	広告物の種類	高さ (m)	点検結果	改善内容		改 善 年 月 日
			安全の良否	改修	撤去	
①	<input type="checkbox"/> 屋上広告 <input type="checkbox"/> 壁面広告 <input type="checkbox"/> 突出広告 <input type="checkbox"/> 広告板 <input type="checkbox"/> ポール型広告 <input type="checkbox"/> その他 ()		良・否	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
②	<input type="checkbox"/> 屋上広告 <input type="checkbox"/> 壁面広告 <input type="checkbox"/> 突出広告 <input type="checkbox"/> 広告板 <input type="checkbox"/> ポール型広告 <input type="checkbox"/> その他 ()		良・否	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
③	<input type="checkbox"/> 屋上広告 <input type="checkbox"/> 壁面広告 <input type="checkbox"/> 突出広告 <input type="checkbox"/> 広告板 <input type="checkbox"/> ポール型広告 <input type="checkbox"/> その他 ()		良・否	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
④	<input type="checkbox"/> 屋上広告 <input type="checkbox"/> 壁面広告 <input type="checkbox"/> 突出広告 <input type="checkbox"/> 広告板 <input type="checkbox"/> ポール型広告 <input type="checkbox"/> その他 ()		良・否	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑤	<input type="checkbox"/> 屋上広告 <input type="checkbox"/> 壁面広告 <input type="checkbox"/> 突出広告 <input type="checkbox"/> 広告板 <input type="checkbox"/> ポール型広告 <input type="checkbox"/> その他 ()		良・否	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑥	<input type="checkbox"/> 屋上広告 <input type="checkbox"/> 壁面広告 <input type="checkbox"/> 突出広告 <input type="checkbox"/> 広告板 <input type="checkbox"/> ポール型広告 <input type="checkbox"/> その他 ()		良・否	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑦	<input type="checkbox"/> 屋上広告 <input type="checkbox"/> 壁面広告 <input type="checkbox"/> 突出広告 <input type="checkbox"/> 広告板 <input type="checkbox"/> ポール型広告 <input type="checkbox"/> その他 ()		良・否	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑧	<input type="checkbox"/> 屋上広告 <input type="checkbox"/> 壁面広告 <input type="checkbox"/> 突出広告 <input type="checkbox"/> 広告板 <input type="checkbox"/> ポール型広告 <input type="checkbox"/> その他 ()		良・否	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑨	<input type="checkbox"/> 屋上広告 <input type="checkbox"/> 壁面広告 <input type="checkbox"/> 突出広告 <input type="checkbox"/> 広告板 <input type="checkbox"/> ポール型広告 <input type="checkbox"/> その他 ()		良・否	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑩	<input type="checkbox"/> 屋上広告 <input type="checkbox"/> 壁面広告 <input type="checkbox"/> 突出広告 <input type="checkbox"/> 広告板 <input type="checkbox"/> ポール型広告 <input type="checkbox"/> その他 ()		良・否	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
点検日	年 月 日 上記の点検結果は、事実と相違ありません。					
点検者	(点検者の資格)					
住 所	1 屋外広告士					
氏 名	2 一級建築士、二級建築士					
(電話番号)	3 特定建築物調査員					
	大臣・() 都道府県 第 号					

(第2片)

(個別票)

1. 広告物の概要

	個別番号	
広告物の種類	<input type="checkbox"/> 屋上広告 <input type="checkbox"/> 壁面広告 <input type="checkbox"/> 突出広告 <input type="checkbox"/> 広告板 <input type="checkbox"/> ポール型広告 <input type="checkbox"/> その他 ()	
設置年月日	年	月 日
点検年月日	年	月 日

2. 点検結果

点検箇所	点検項目	点検結果		改善内容	改善年月日
		良好	要改善		
本体	①傾斜・ぐらつき・ねじれ・変形	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	②広告面板・文字等の劣化・破損、ボルト・ナット・ビスの緩み・欠落	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	③フレーム・枠組み部材の腐食（サビ）・破損、ビス等の緩み・欠落	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	④本体内部の腐食・破損、水抜き孔の詰まり	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
支持部	①部材の腐食（サビ）、塗装の劣化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	②本体との接合部（溶接部・プレート）の腐食・変形・隙間、ボルト・ナット・ビスの緩み・欠落	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
基礎	基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
取付部	①接合対象部周辺（壁・基礎スラブ・屋上スラブ）の亀裂・隆起・変形・剥離	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	②溶接部の劣化、コーキングの劣化等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	③アンカーボルト・取付部プレートの腐食・変形・破損、ボルト・ナット・ビスの緩み・欠落	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	④ブラケット・ブラケットカバーの腐食・変形・破損、ボルト・ナット・ビスの緩み・欠落	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
照明装置	①照明装置の不発光・破損	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	②器具本体・取付部の破損・変形・腐食（サビ）・漏水、ビスの緩み・欠落	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	③周辺機器の劣化・破損	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
その他	①付属部品の劣化・破損	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	②その他点検した事項 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

(第3片)

(写真票)

個別番号		広告物の種類	<input type="checkbox"/> 屋上広告 <input type="checkbox"/> 壁面広告 <input type="checkbox"/> 突出広告 <input type="checkbox"/> 広告板 <input type="checkbox"/> ポール型広告 <input type="checkbox"/> その他 ()	
点検箇所			点検項目	
改善内容			改善年月日	
改善前			改善後	
個別番号		広告物種類	<input type="checkbox"/> 屋上広告 <input type="checkbox"/> 壁面広告 <input type="checkbox"/> 突出広告 <input type="checkbox"/> 広告板 <input type="checkbox"/> ポール型広告 <input type="checkbox"/> その他 ()	
点検箇所			点検項目	
改善内容			改善年月日	
改善前			改善後	

第7号様式（第13条関係）

屋外広告物変更等許可等申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者 住所
氏名
（電話 — — ）
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

長崎市屋外広告物条例第17条第1項の規定により、次のとおり申請します。

表示又は設置場所	
用途地域	
許可地域の区分※	第1種 第2種 第3種 その他（ ）
表示又は設置期間	年 月 日から 年 月 日まで
表示面積の合計	m ²
現在の許可等年月日番号	年 月 日 長崎市指令第 号

工事施工者	住所 氏名 （電話 — — ） 屋外広告業 { 登録 } 番号 { 届出 } 年月日
管理者	住所 氏名 （電話 — — ） 有する資格 1 屋外広告士 2 講習会修了者 3 広告美術科に係る職業訓練指導員免許所持者等 4 特定建築物調査員 5 建築士 資格の届出番号 大臣・（ ）都道府県・市 第 号
表示又は設置場所の所有者（管理者）の承諾	住所 氏名 （電話 — — ）
建築基準法による工作物確認	要・不要 対象となる広告物
道路法による占用許可	要・不要 対象となる広告物
他の法令による許可等	要・不要 対象となる広告物

裏面

		変更前	変更後
①	広告物の種類		
	表示内容		
	材質		
	寸法	縦 m×横 m × 面	縦 m×横 m × 面
	面積	m ²	m ²
	照明面積	m ²	m ²
②	広告物の種類		
	表示内容		
	材質		
	寸法	縦 m×横 m × 面	縦 m×横 m × 面
	面積	m ²	m ²
	照明面積	m ²	m ²
③	広告物の種類		
	表示内容		
	材質		
	寸法	縦 m×横 m × 面	縦 m×横 m × 面
	面積	m ²	m ²
	照明面積	m ²	m ²
④	広告物の種類		
	表示内容		
	材質		
	寸法	縦 m×横 m × 面	縦 m×横 m × 面
	面積	m ²	m ²
	照明面積	m ²	m ²
⑤	広告物の種類		
	表示内容		
	材質		
	寸法	縦 m×横 m × 面	縦 m×横 m × 面
	面積	m ²	m ²
	照明面積	m ²	m ²
合計		m ²	m ²

第8号様式（第16条関係）

屋 外 広 告 物 許 可 書

長崎市指令第 号
年 月 日

住所
氏名 様

長崎市長 印

申請のあった屋外広告物については、長崎市屋外広告物条例（第7条、第8条、第12条第5項）の規定により、次のとおり許可します。

表示又は設置場所	
許可地域の区分	
表示又は設置期間	年 月 日から 年 月 日まで
広告物の個数	
表示面積の合計	m ²
許可手数料	
管理者	住所
	氏名
許可の条件	

第9号様式（第16条関係）

屋 外 広 告 物 確 認 書

長崎市指令第 号
年 月 日

住所
氏名 様

長崎市長 印

申請のあった屋外広告物については、長崎市屋外広告物条例第9条第2項の規定により、次のとおり確認します。

広告物活用地区名	
表示又は設置場所	
表示又は設置期間	年 月 日から 年 月 日まで
広告物の個数	
表示面積の合計	m ²
確認手数料	
管理者	住所
	氏名
確認の条件	

第10号様式(第16条関係)



直径5センチメートル

第11号様式(第16条関係)



直径5センチメートル

第12号様式（第16条関係）



直径3センチメートル

第13号様式（第16条関係）



直径3センチメートル

第13号様式の2(第16条の2関係)

屋外広告物(表示・設置)完了届

年 月 日

(あて先)長崎市長

届出者 住所
氏名
(電話 — —)
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

長崎市屋外広告物条例第19条の2の規定により、次のとおり届け出ます。

表示又は設置場所	
表 示 内 容	
工 事 施 工 者 名	
許 可 等 年 月 日 許 可 等 番 号	年 月 日 長崎市指令第 号
(表 示 ・ 設 置) 完 了 年 月 日	年 月 日
※ 備 考	※受 付

- (注意) 1 ※印欄は、記入しないでください。
2 広告物又は掲出物件の、完成後のカラー写真を添付してください。

第14号様式(第18条関係)

屋外広告物除却・滅失届

年 月 日

(あて先)長崎市長

届出者 住所
氏名
(電話 — —)
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

長崎市屋外広告物条例(第21条第2項
第33条第3項)の規定により、次のとおり届け出ます。

表示又は設置場所	
表示内容	
設置者名	
許可等年月日 許可等番号	年 月 日 長崎市指令第 号
除却(滅失)年月日	年 月 日
管理者	住所 氏名 (電話 — —) 有する資格 1 屋外広告士 2 講習会修了者 3 広告美術科に係る職業訓練指導員免許所持者等 4 特定建築物調査員 5 建築士 資格の届出番号 大臣・() 都道府県・市 第 号

第16号様式(第20条関係)

受 領 書

年 月 日

(あて先)長崎市長

返還を受けた者

住 所

氏 名

次のとおり広告物又は掲出物件(若しくは現金)の返還を受けました。

返 還 を 受 け た 日 時		
返 還 を 受 け た 場 所		
返 還 を 受 け た 広 告 物 又 は 掲 出 物 件	整 理 番 号	
	名 称 又 は 種 類	
	数 量	
(返 還 を 受 け た 金 額)		

第17号様式(第21条関係)

(表面)

		契 印		第 号
写 貼	真 付	身 分 証 明 証 職名 氏名		年 月 日生
契 印				
上記の者は、長崎市屋外広告物条例第30条第1項及び第51条第1項に規定する立入検査の権限を有する者であることを証明します。				
年 月 日交付				
長 崎 市 長				印

(裏面)

長崎市屋外広告物条例(抄)

(立入検査)

第30条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者をして広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(報告及び検査)

第51条 市長は、本市の区域内で屋外広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第18号様式(第23条関係)

屋外広告物管理者設置届出書

年 月 日

(あて先)長崎市長

届出者 住所

氏名

(電話 — —)

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

長崎市屋外広告物条例第33条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

広告物等の所有者 及び所有者の住所	
広告物等の 設置場所	
広告物等の件数	
広告物等の種類	
管理者の 住所及び氏名	住所 氏名 (電話 — —)
管理者の資格等	・ 屋外広告士 ()都道府県・市 第 号 ・ 講習会修了者 ()都道府県・市 第 号 ・ 広告美術科に係る職業訓練指導員免許所持者等 大臣・()都道府県 第 号 ・ 特定建築物調査員 第 号 ・ 建築士 大臣・()都道府県 第 号

第19号様式(第23条関係)

屋外広告物設置者・管理者変更届

年 月 日

(あて先)長崎市長

届出者 住所

氏名

(電話 — —)

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

長崎市屋外広告物条例第33条第2項(第4項)の規定により、次のとおり届け出ます。

屋外広告物許可等番号	年 月 日 長崎市指令第 号
広告物等の設置場所	

変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 内 容	屋外広告物(設置者・管理者)の変更
変 更 の 理 由	
変更後の設置者・管理者の住所及び氏名	住所 氏名 電話(— —)
管理者の資格等	・ 屋外広告士 ()都道府県・市 第 号 ・ 講習会修了者 ()都道府県・市 第 号 ・ 広告美術科に係る職業訓練指導員免許所持者等 大臣・()都道府県 第 号 ・ 特定建築物調査員 第 号 ・ 建築士 大臣・()都道府県 第 号
前設置者・管理者の住所及び氏名	住所 氏名

第20号様式(第25条関係)

屋外広告業登録申請書

年 月 日

(あて先)長崎市長

申請者 住所
氏名
(電話 — —)
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

長崎市屋外広告物条例第36条の規定により、次のとおり申請します。

登録の種類	新規 更新	登録番号	
		登録年月日	
商号又は氏名	ふりがな		
法人・個人の別	1 法人・2 個人		
住所	〒		
電話番号			
法人である場合の代表者の氏名及び生年月日	ふりがな 生年月日 年 月 日		
長崎市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地			
営業所の名称	所在地	電話番号	
	〒		

裏面

業務主任者の氏名、資格及び所属する営業所の名称			
ふりがな 氏名	資 格		営業所の名称
法人である場合の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)の氏名及び役職			
ふりがな 氏名	役 職		
未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所			
ふりがな 氏名	生年月日	住 所	電話番号
		〒 —	
他の地方公共団体(長崎県を除く)における登録番号			
地方公共団体名	登録年月日	登 録 番 号	

第21号様式(第26条関係)

誓 約 書

登録申請者、その役員及び法定代理人は、長崎市屋外広告物条例第38条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者 住所
氏名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

(あて先)長崎市長

第22号様式(第26条関係)

登録申請者 法人の役員
本 人
法定代理人 略歴書

現住所	〒		
電話番号			
商号、名称又は氏名	ふりがな	生年 月日	
略歴	期間 自 年月日 至 年月日	職務内容又は業務内容	
賞罰	年月日	賞罰の内容	
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名</p>			

第24号様式(第27条関係)

屋 外 広 告 業 登 録 済 証

登録番号

住所
商号、名称又は氏名
代表者の氏名

長崎市屋外広告物条例第35条第1項の規定により、屋外広告業の登録をした者であることを証します。

- 1 登録年月日
- 2 登録の有効期限
- 3 業務主任者の氏名及び
所属する営業所の名称

年 月 日

長崎市長



第25号様式(第28条関係)

屋外広告業登録事項変更届出書

(あて先)長崎市長

年 月 日

届出者 住所

氏名

(電話 — —)

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

長崎市屋外広告物条例第39条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

商号、名称又は氏名	ふりがな		
住 所	〒		
法人である場合の 代表者の氏名	ふりがな		
登 録 番 号			
登 録 年 月 日			
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

第26号様式(第29条関係)

屋 外 広 告 業 廃 止 届

年 月 日

(あて先)長崎市長

届出者 住所

氏名

(電話 — —)

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

長崎市屋外広告物条例第41条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

屋外広告業登録・届出番号	
登録・届出年月日	
廃業する者の氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)	ふりがな 法人・個人
廃業する者の住所	
廃止の理由	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産 4 解散 5 廃止
廃止の理由の生じた日	年 月 日
屋外広告業者と届出人との関係	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人 5 本人

第27号様式(第31条関係)

講習会受講申込書

年 月 日

(あて先)長崎市長

申込者氏名

長崎市屋外広告物条例第43条第1項の規定により、講習会の受講を次のとおり申し込みます。

写真貼付 (2.5cm× 3cm)	(ふりがな) 氏 名		
	現 住 所	(電話 - -)	
	生年月日	年 月 日生	
勤務先名称			
勤務先所在地	(電話 - -)		
「屋外広告物の施工に関する事項」の免除を受ける資格(右欄の資格を有する場合は記入してください。)	資 格	取得年月日	資格の種類及び承認番号
	1 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士		
	2 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第2条第4項に規定する電気工事士		
	3 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者		
	4 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づき帆布製品科に係る職業訓練指導員免許を受けた者若しくは帆布製品製造科に係る職業訓練を修了した者又は帆布製品製造に係る技能検定に合格した者		

第28号様式(第31条関係)

講習会受講票		第 号	
受講者	(ふりがな) 氏 名	生年月日	年 月 日
	現 住 所		
講 習 科 目	受講の要否(免除の有無)		
広告物に関する 法令	要		
広告物の表示の 方法に関する事 項	要		
広告物の施工に 関する事項	要 ・ 不要		
年 月 日			
			長崎市長 印

第29号様式(第31条関係)

第 号

講習会修了証明書

氏 名

年 月 日生

上記の者は、長崎市屋外広告物条例第43条第1項に規定する講習会の課程を修了したことを証明します。

年 月 日

長崎市長

印

第32号様式（第34条関係）

屋外広告業者登録票		↑
商号、名称又は氏名		
法人である場合の 代表者の氏名		
営業所の名称及び所在地		
登録番号		35 cm
登録年月日		
登録の有効期限		
この営業所に置かれて いる業務主任者の氏名		↓

第33号様式（第34条関係）

← 40cm →	
↑	
屋外広告業者届出済票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の 代表者の氏名	
営業所の名称及び所在地	
届出番号	
届出年月日	
届出の有効期限	
この営業所に置かれて いる業務主任者の氏名	
↓	

第34号様式(第35条関係)

特例屋外広告業届出書

年 月 日

(あて先)長崎市長

届出者 住所

氏名

(電話 — —)

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

長崎市屋外広告物条例第49条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

※届出番号	※届出年月日	
商号、名称又は氏名	ふりがな	
法人・個人の別	1 法人 ・ 2 個人	
法人である場合の代表者の氏名及び生年月日	ふりがな	生年月日 年 月 日
住所	〒	
電話番号		
長崎市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地		
営業所の名称		
所在地	〒	
電話番号		
業務主任者の氏名及び資格		
氏名	ふりがな	
資格		

裏面

長崎県屋外広告物条例第29条の登録番号及び登録年月日	
登 録 番 号	
登 録 年 月 日	

他の地方公共団体(長崎県を除く。)における登録番号	
地方公共団体名	登 録 番 号
※ 備 考	※ 受 付

備考

- 1 ※印のある欄には記入しないこと。
- 2 「法人・個人の別」については1又は2のいずれか該当する方に丸印を付すこと。

第35号様式(第35条関係)

(表 面)

屋外広告業届出済証

届出番号

住所
商号、名称又は氏名
代表者の氏名

長崎市屋外広告物条例第49条第3項の規定により、屋外広告業の届出をした者であることを証します。

- 1 届出年月日
- 2 届出の有効期限
- 3 業務主任者の氏名及び
所属する営業所の名称
- 4 長崎県における登録番号

年 月 日

長崎市長



(裏 面)

(注意)

- 1 屋外広告業の廃止又は届出内容の変更があつた場合、その旨を届け出なければなりません。
- 2 屋外広告業を廃止したときは、この証を添付して届出をしてください。

第36号様式(第36条関係)

特例屋外広告業者届出事項変更届出書

年 月 日

(あて先)長崎市長

届出者 住所

氏名

(電話 — —)

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

長崎市屋外広告物条例第49条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

商号、名称又は氏名	ふりがな		
住 所	〒		
電 話 番 号			
法人である場合の 代表者の氏名	ふりがな		
届 出 番 号			
届 出 年 月 日			
長崎県屋外広告物条例 第29条の登録番号及び 登 録 年 月 日	登 録 番 号	登 録 年 月 日	
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
※ 備 考			※ 受 付

第37号様式(第37条関係)

屋外広告物帳簿

注文者の氏名又は名称			
注文者の住所	電話		
広告物の表示又は掲出物件の設置の場所			
表示した広告物又は設置した掲出物件	名称 又は 種類		数量
当該表示又は設置の年月日	年 月 日		
請 負 金 額			

長崎市告示第 251 号

長崎市屋外広告物条例（平成 8 年長崎市条例第 37 号。以下「条例」という。）第 4 条第 3 号、第 4 号、第 7 号、第 8 号及び第 10 号の規定により広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない地域（以下「禁止地域」という。）、同条第 1 号の規定により禁止地域から除く地域、条例第 6 条第 2 号の規定による禁止物件及び条例第 7 条第 3 号の規定により広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするとき市長の許可を受けなければならない地域（以下「許可地域」という。）を次のように指定したので、条例第 34 条の規定により告示する。

なお、平成 9 年長崎市告示第 155 号は、廃止する。

平成 19 年 3 月 30 日

長崎市長 伊藤 一長

1 禁止地域

（1）条例第 4 条第 3 号の規定により指定する地域

名称	所在地	指定する地域
崇福寺大雄宝殿	鍛冶屋町	別紙図面 1 に表示する区域
興福寺本堂	寺町	別紙図面 2 に表示する区域

（2）条例第 4 条第 4 号の規定により指定する地域

名称	所在地	指定する地域
東海の墓	夫婦川春徳寺	春徳寺の寺域
聖福寺大雄宝殿	玉園町	聖福寺の寺域
職人尽	上西山町	松森神社の社域

（3）条例第 4 条第 7 号の規定により指定する区間

道路の種類及び路線名	指定する区間
一般国道 34 号	都市計画道路小ヶ倉蛭茶屋線の交点から長崎市中里町までの区間（市街的区間を除く。）
一般県道長崎芒塚インター線	全区間
長崎市道松山町本原町線	別紙図面 3 に表示する区域

(4) 条例第4条第8号の規定により指定する区域

道路の種類及び路線名	指定する区域
高速自動車国道 九州横断自動車道長崎大分線	市域内の全区間（市街的区間を除く。）において、道路の中心線から両側 500m以内の地域で、これから展望できる区域
一般国道34号	都市計画道路小ヶ倉蛸茶屋線の交点から長崎市中里町までの区間（市街的区間を除く。）において、道路の中心線から両側 1,500m以内の地域で、これから展望できる区域
一般国道34号 長崎バイパス（自動車専用道路）	市域内の全区間（市街的区間を除く。）において、道路の中心線から両側 500m以内の地域で、これから展望できる区域
一般国道202号	別紙図面4に表示する区域
一般国道206号	別紙図面5に表示する区域
一般国道324号 ながさき出島道路（自動車専用道路）	全区間（市街的区間を除く。）において、道路の中心線から両側 500m以内の地域で、これから展望できる区域

(5) 条例第4条第10号の規定により指定する区域

中島川周辺の区域で、別紙図面6に表示する区域

2 禁止地域から除く区域

滑石3丁目、横尾1丁目、横尾2丁目及び横尾3丁目の各一部の第2種低層住居専用地域で、別紙図面7に表示する区域

3 禁止物件


(1) 条例第7条に規定する区域内の一般国道及び主要地方道（条例第4条第7号及び第8号の規定により指定された区間を除く。）に直接面する石垣、よう壁及び土は

(2) 長崎市道松山町本原町線のうち別紙図面3に表示する区域に直接面する石垣、よう壁及び土は

4 許可地域

脇岬町及び野母崎樺島町海岸で、別紙図面8に表示する区域

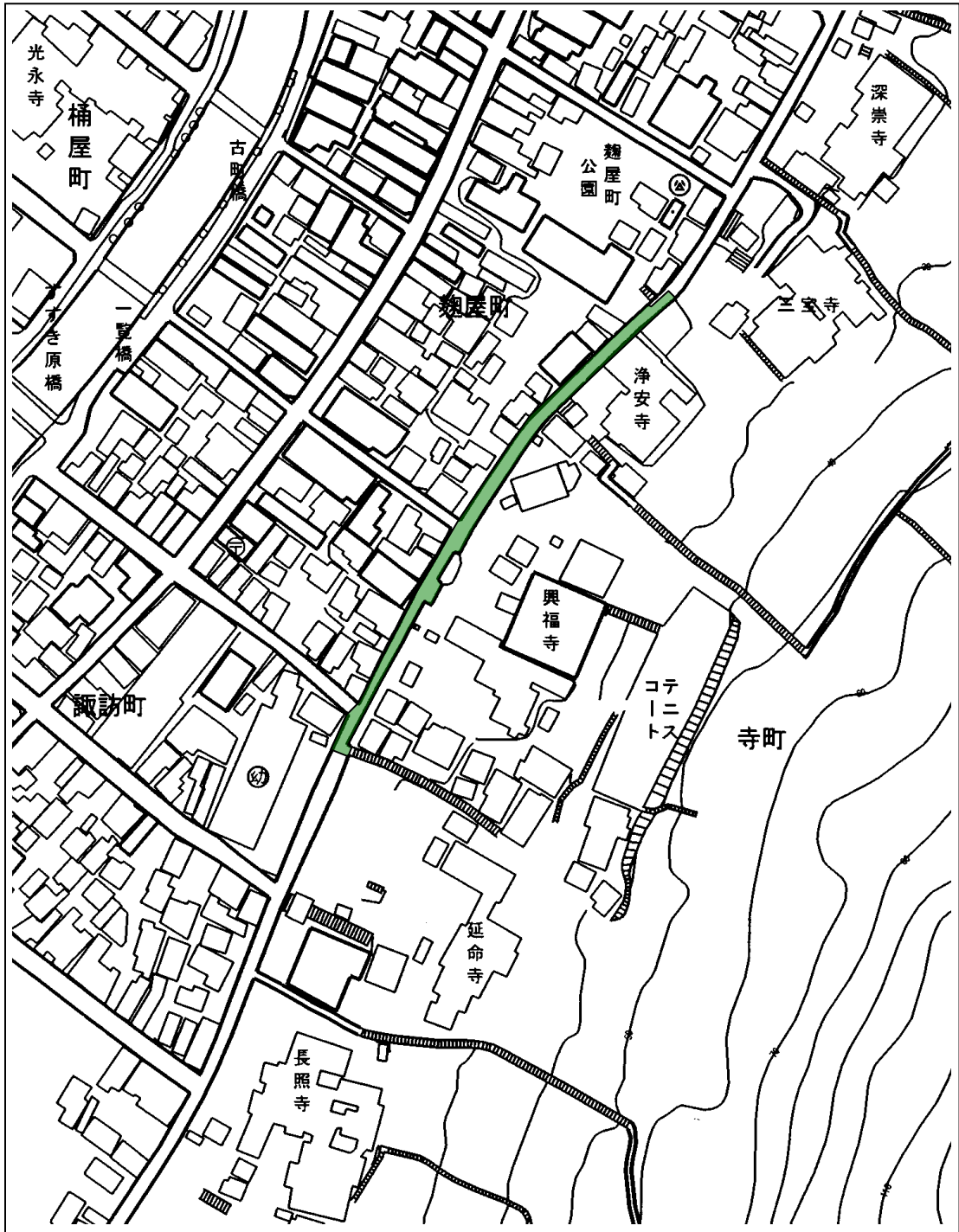
別紙図面 1

 禁止地域



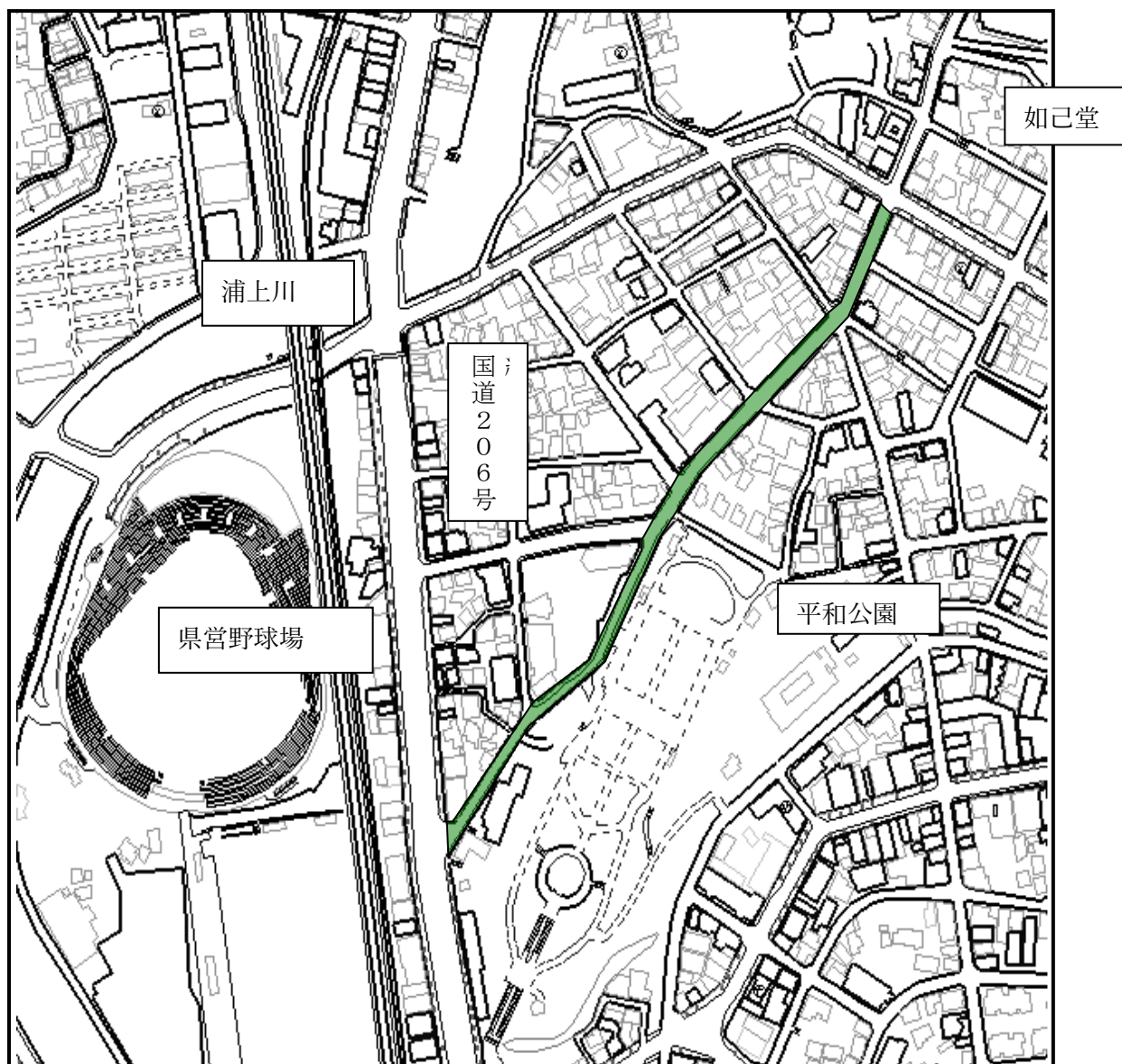
別紙図面 2

 禁止地域



別紙図面 3

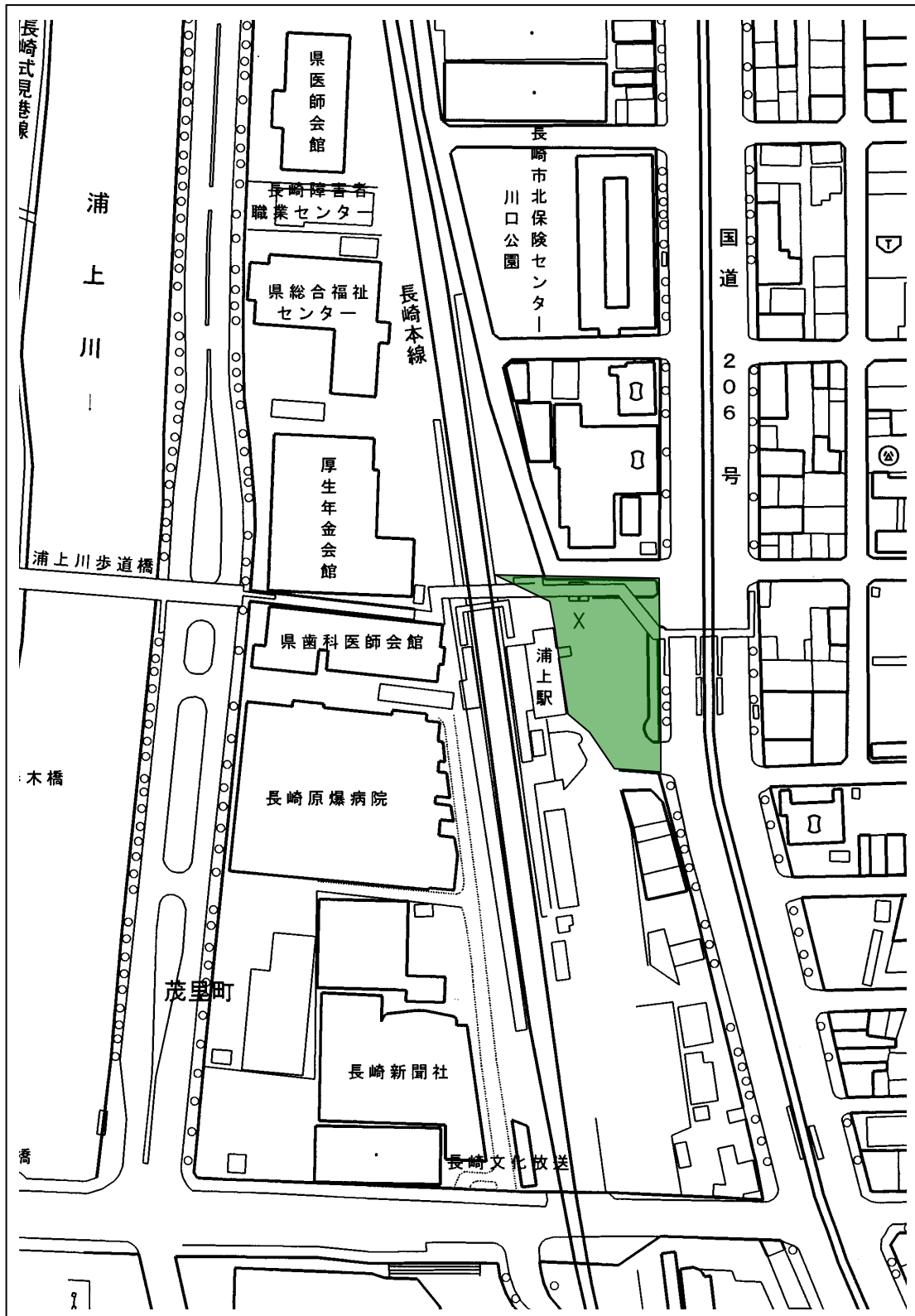
 禁止地域



別紙図面 5



禁止地域



別紙図面 6



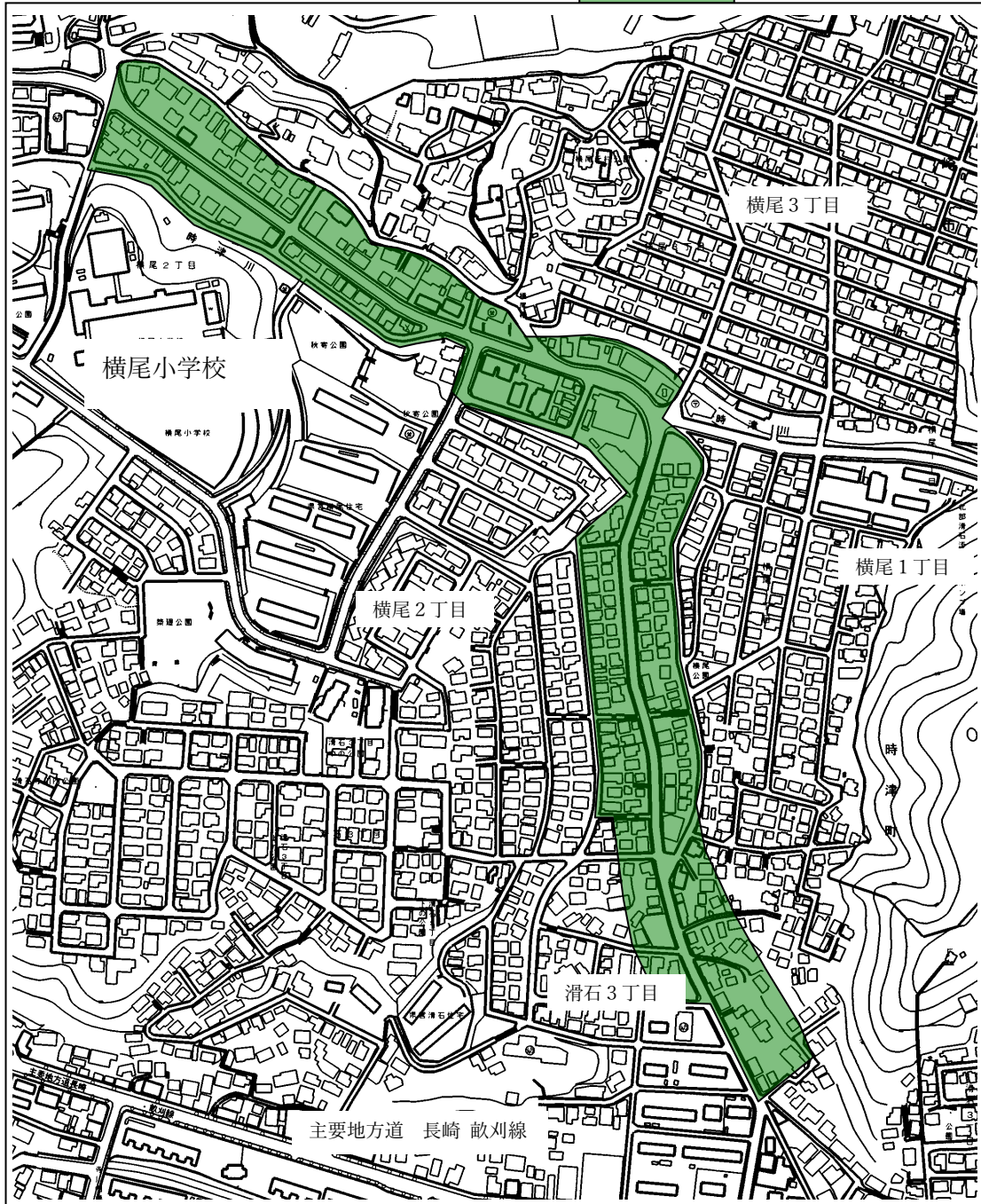
禁止地域



別紙図面 7

滑石地区 (約 5.0 h a)

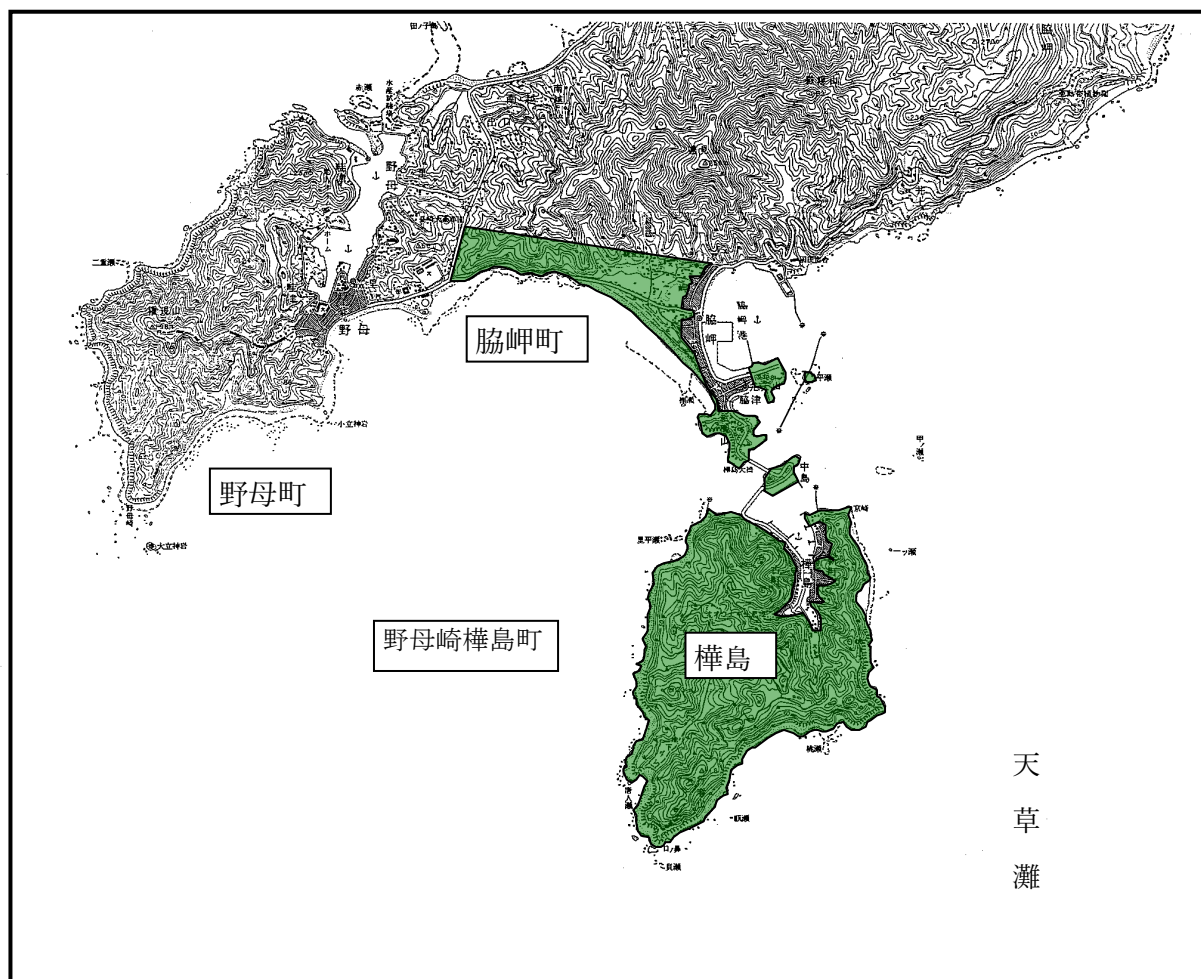
第 1 種許可地域



別紙図面 8



許可地域



屋外広告物関係法令集

平成 31 年 4 月

長崎市 まちづくり部 景観推進室

目 次

1. 屋外広告物法	P1～
2. 長崎市屋外広告物条例	P24～
3. 長崎市屋外広告物条例施行規則	P49～
4. 様 式	P77～
5. 告示資料	P129～
6. 屋外広告物関係法令	P153～

長崎市告示第 3 4 6 号

長崎市屋外広告物条例（平成 8 年長崎市条例第 3 7 号）第 1 1 条第 1 項の規定による広告物又は掲出物件に関する協定（以下「広告物協定」という。）を次のように認定したので、条例第 3 4 条の規定により告示する。

平成 1 9 年 5 月 8 日

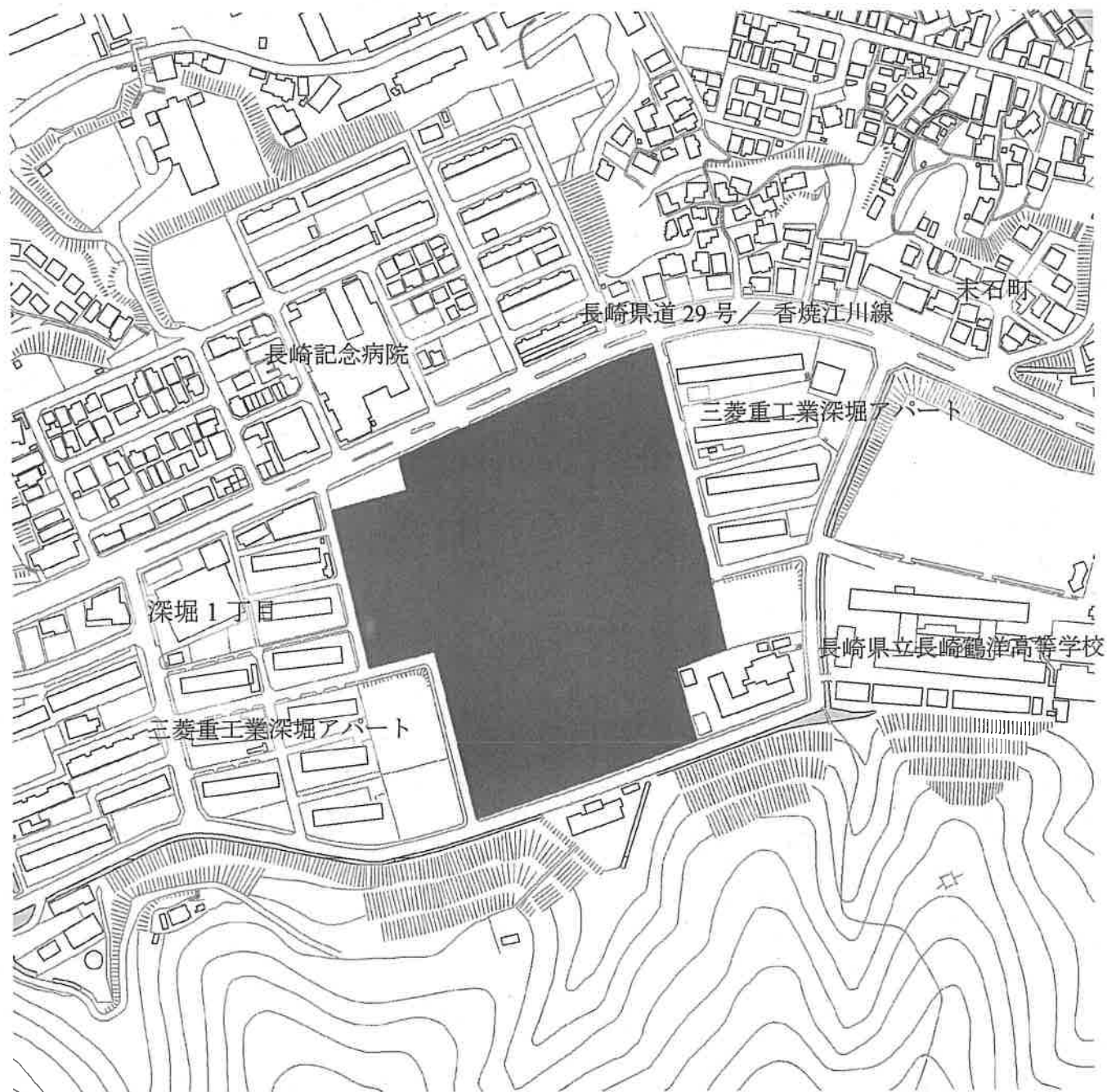
長崎市長 田 上 富 久

広告物協定

代表者の氏名及び住所	大和リース(株)長崎営業所 所長 竹中茂雄 長崎市戸町 4 丁目 27 番 32 号
広告物協定の名称	フレスポ深堀における屋外広告物に関する協定
広告物協定地区の地名及び地番	長崎市深堀町 1 丁目 145-22 の一部、145-23、145-24、 145-4 の一部、145-25 の一部
協定地区の面積	40,486.77 m ²
広告物協定を認定する地域	別紙図面に表示する区域
広告物協定の有効期間	平成 19 年 4 月 25 日～平成 39 年 4 月 24 日



屋外広告物協定地区



長崎市告示第 260 号

長崎市屋外広告物条例施行規則（平成9年長崎市規則第6号。以下「規則」という。）別表第4第1項の表に規定する第2種許可地域の区域を次のように指定したので、告示する。

なお、平成19年長崎市告示第251号において、4許可地域として指定した区域の指定は、廃止する。

平成23年4月1日

長崎市長 田上富久

1 第2種許可地域

(1) 規則別表第4第1項の表、第2種許可地域の項 第3号の規定により
指定する区域

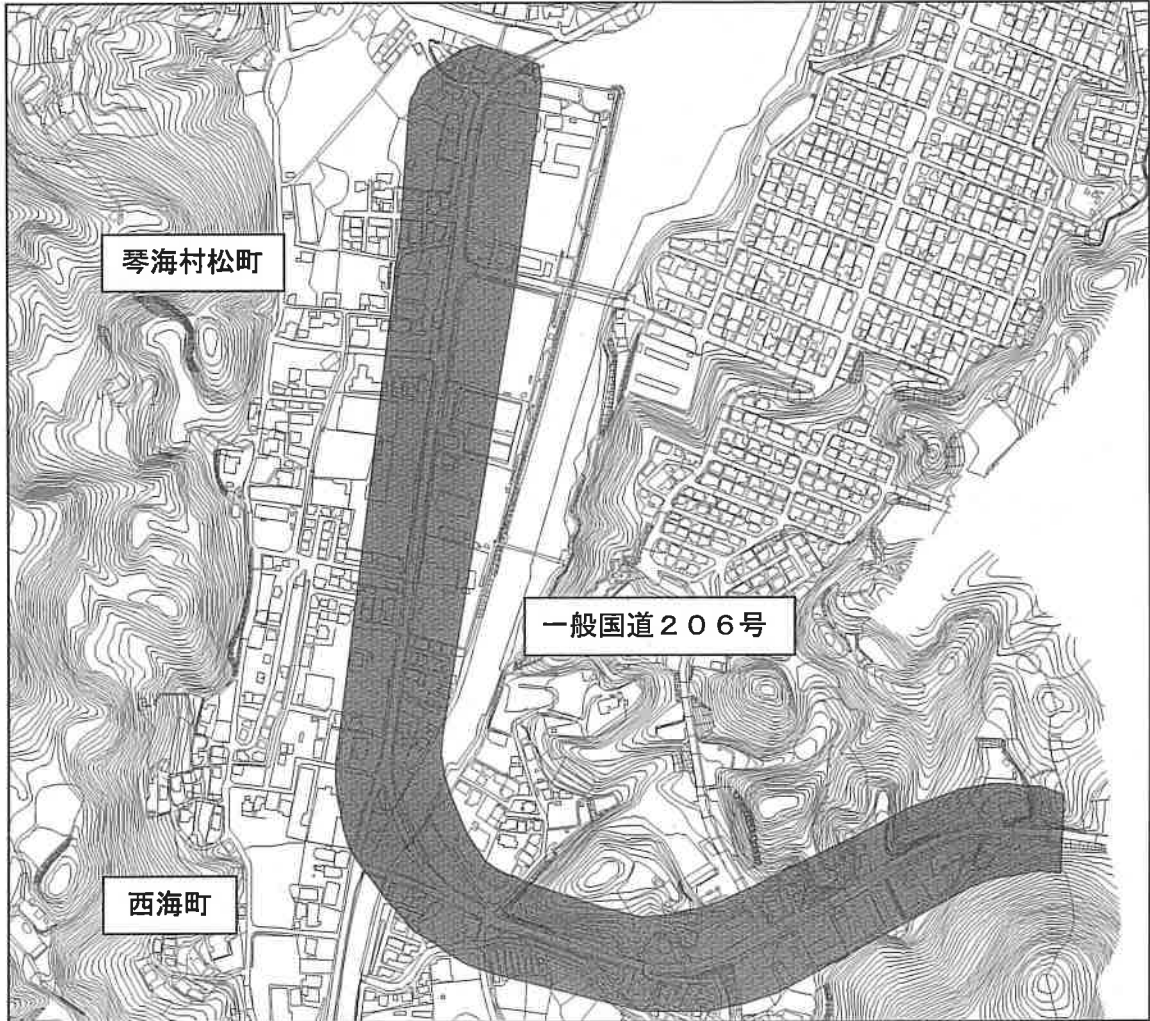
別紙図面1～4に表示する区域

(2) 規則別表第4第1項の表、第2種許可地域の項 第4号の規定により
指定する区域

別紙図面5に表示する区域

(3) 規則別表第4第1項の表、第2種許可地域の項 第6号の規定により
指定する区域

別紙図面6及び7に表示する区域



別紙図面 2

■ 第2種許可地域



別紙図面 3

 第2種許可地域



別紙図面 4



第2種許可地域



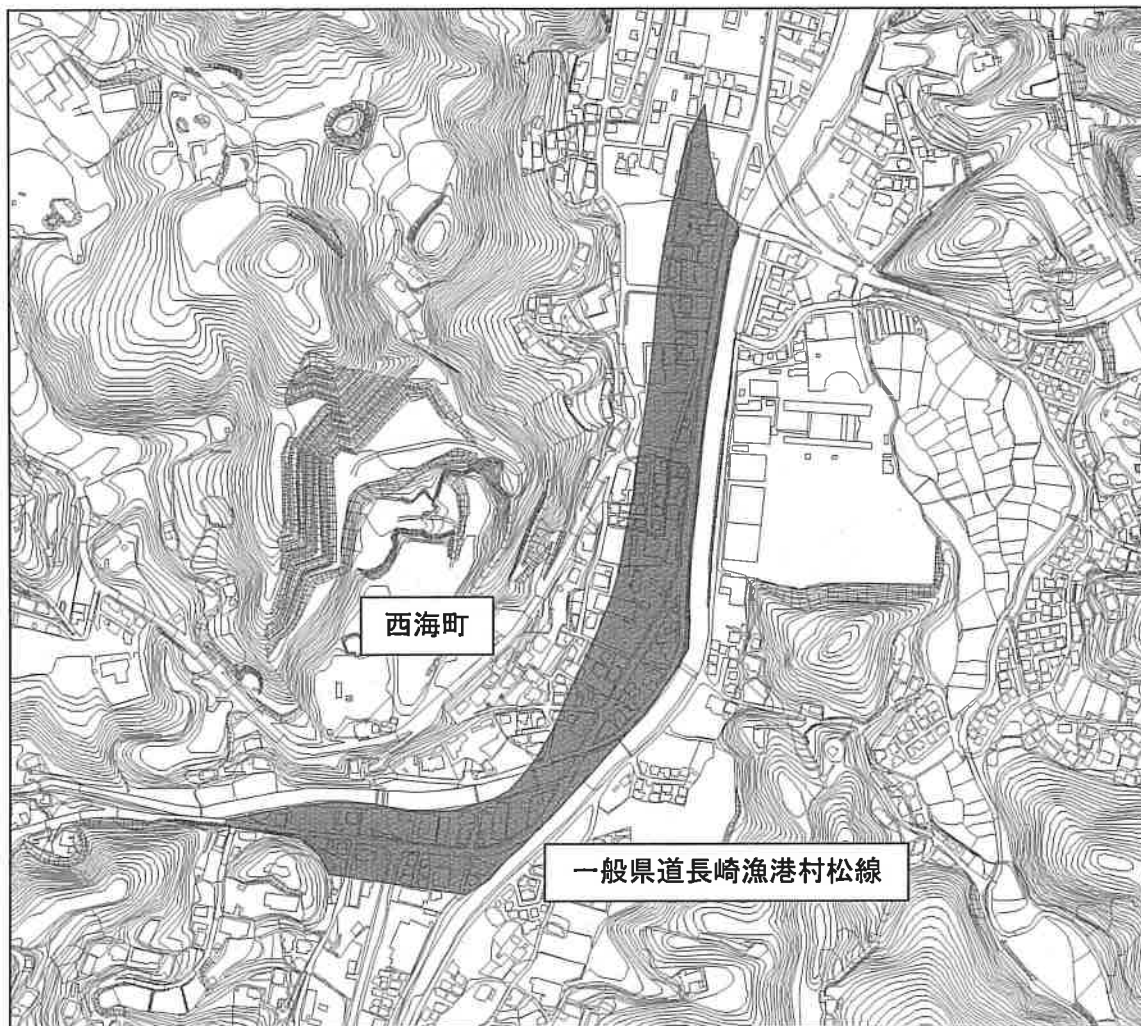
別紙図面 5

■ 第2種許可地域

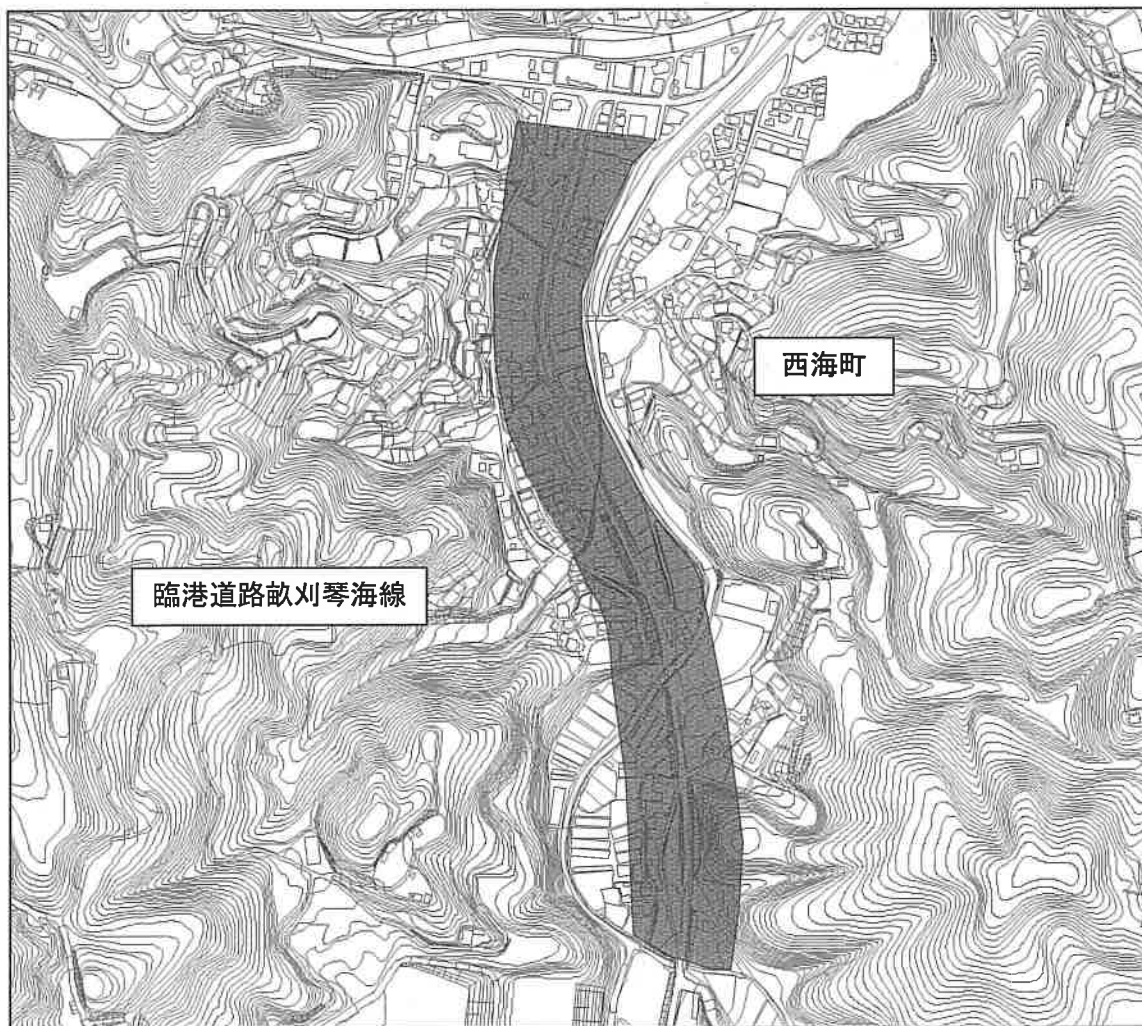


別紙図面 6

■ 第2種許可地域



■ 第2種許可地域



長崎市告示第 109号

長崎市屋外広告物条例施行規則（平成9年長崎市規則第6号。以下「規則」という。）別表第4第1項の表に規定する第2種許可地域の区域を次のように指定したので、告示する。

平成29年2月16日

長崎市長 田上 富久

1 第2種許可地域に指定する区域

(1)規則別表第4第1項の表第2種許可地域の項第3号の規定により指定する区域

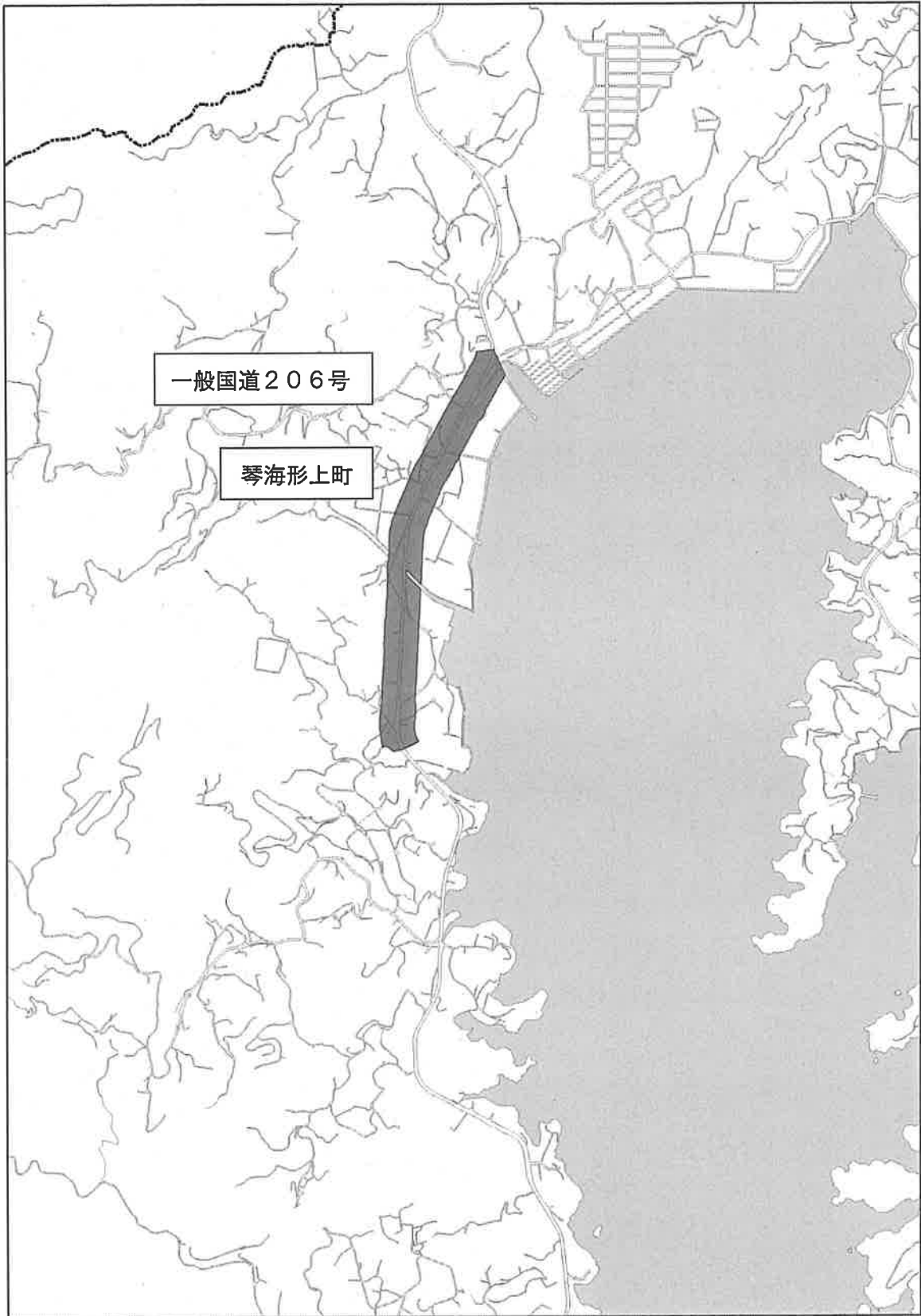
別紙図面1に表示する区域

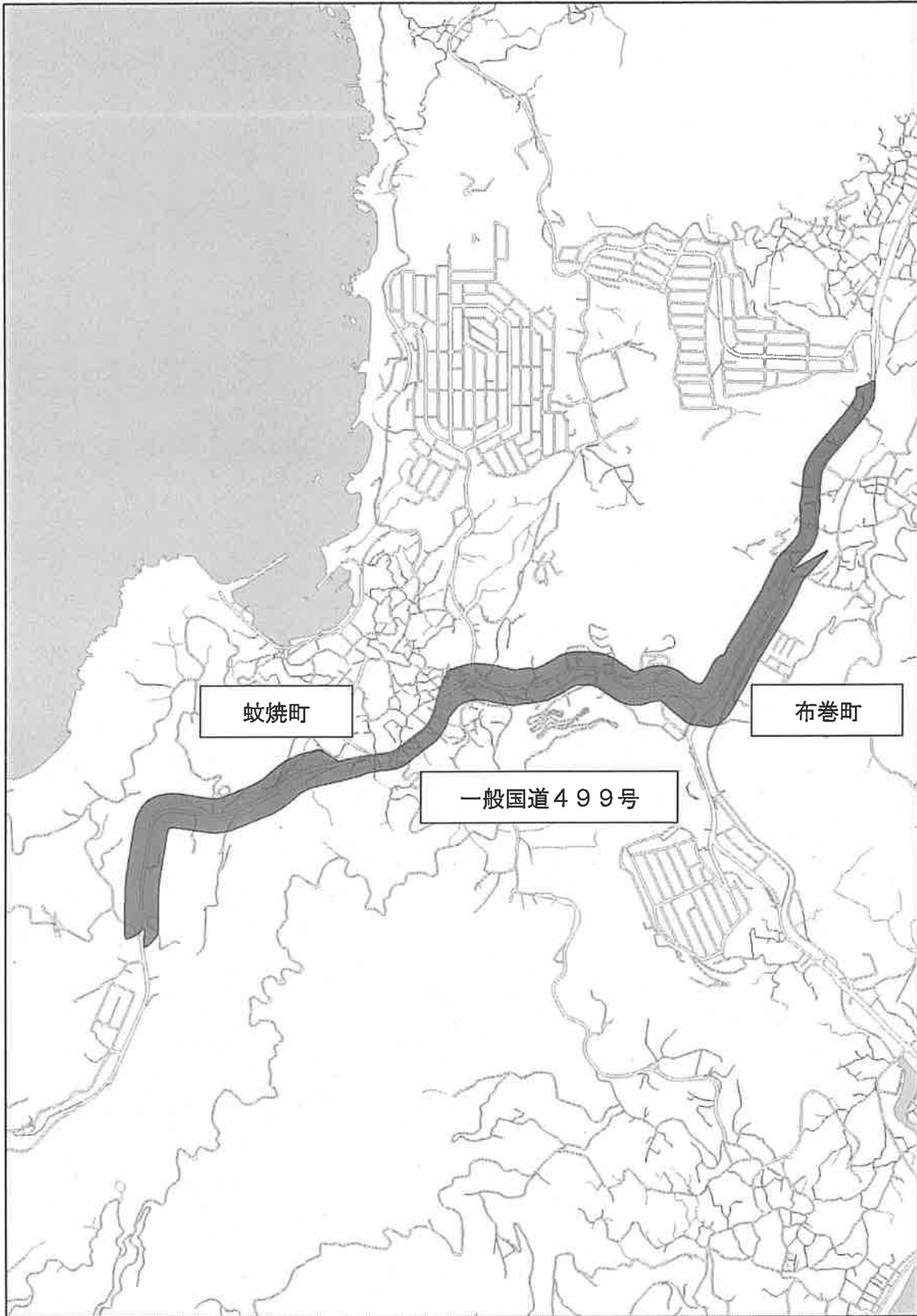
(2)規則別表第4第1項の表第2種許可地域の項第4号の規定により指定する区域

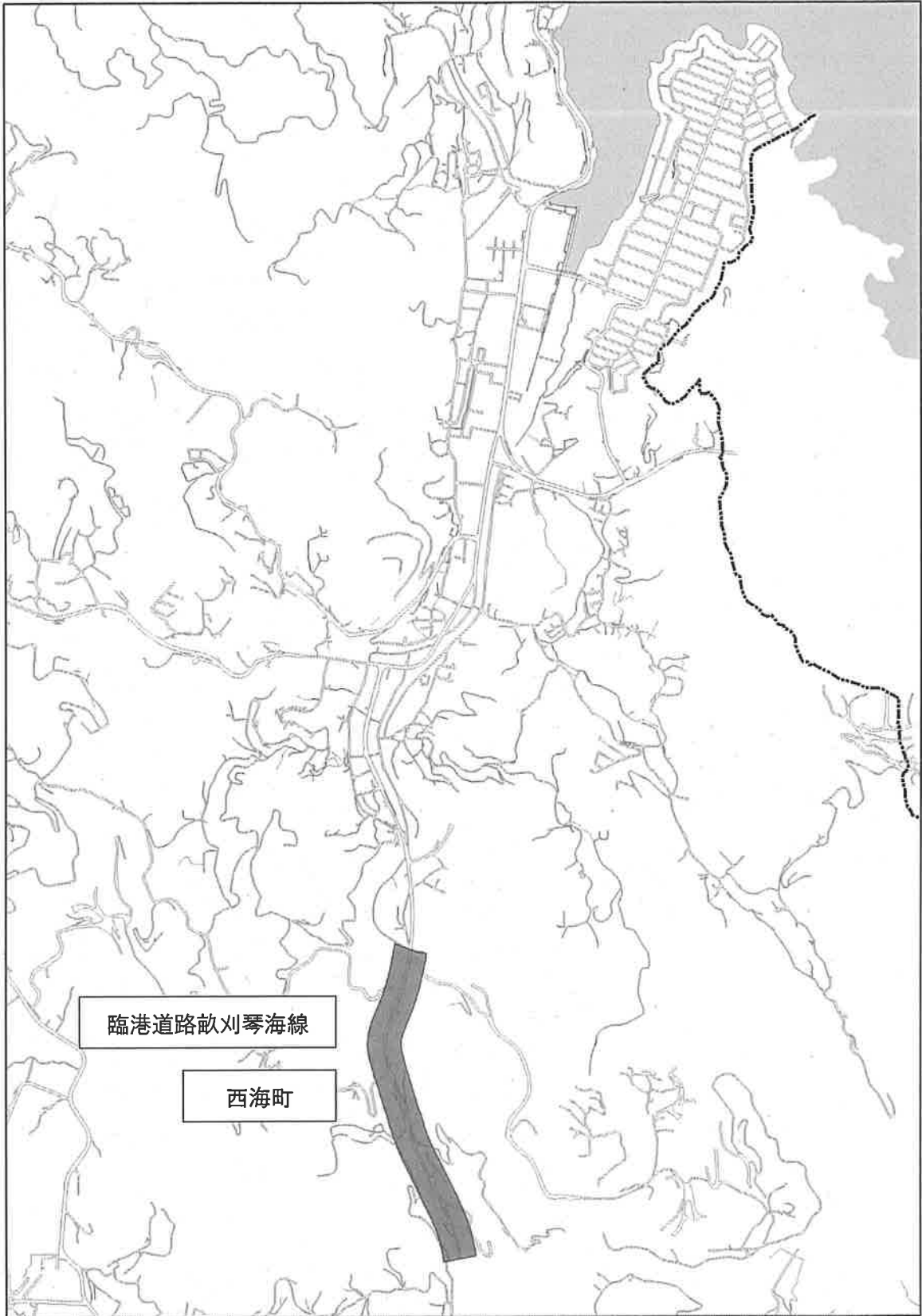
別紙図面2に表示する区域

(3)規則別表第4第1項の表第2種許可地域の項第6号の規定により指定する区域

別紙図面3に表示する区域







関係法令（抜粋）

1 道路法関係

(イ) 道路法第 32 条（道路の占用の許可）

道路に次の各号の 1 に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

1 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告等その他これに類する広告物

7 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

(ロ) 道路法施行令第 7 条（道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物）

法第 32 条第 1 項第 7 号に規定する政令で定める工作物、物件又は施設は、次の各号に掲げるものとする。

1 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ

2 建築基準法関係

(イ) 建築基準法第 6 条（建築物の建築等に関する申請及び確認）

建築主は、・・・（中略）・・・当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定・・・（中略）・・・に適合するものあることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。・・・（以降省略）

(ロ) 建築基準法施行令第 9 条（建築基準関係規定）

2 屋外広告物法第 3 条から第 5 条まで（広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置の禁止又は制限に係る部分に限る。）

(ハ) 建築基準法第 66 条（看板等の防火措置）

防火地域内にある看板、広告塔、装飾塔その他これに類する工作物で、建築物の屋上に設けるもの又は高さ 3 メートルをこえるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又はおおわなければならない。

(ニ) 建築基準法第 88 条（工作物への準用）

「高さが 4 メートルを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これに類するもの（建築基準法施行令第 138 条第 1 項第 3 号）」は、建築基準法第 6 条による建築主事の確認を受けなければならない。

3 自然公園法関係

(イ) 自然公園法第 13 条第 3 項（特別地域）

特別地域内（特別保護地区を除く。以下この条において同じ）において、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあっては環境大臣の、国定公園にあっては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。

6 広告物その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

(ロ) 自然公園法第 24 条第 3 項（海中公園地区）

海中公園地区内においては、次の各項に掲げる行為は、国立公園にあっては環境大臣の、国定公園にあっては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。

1 第 13 条第 3 項第 1 号、第 3 号及び第 6 号に掲げる行為

(ハ) 自然公園法第 26 条第 1 項（普通地域）

国立公園又は国定公園の区域のうち特別地域及び海中公園地区に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国立公園にあっては環境大臣、国定公園にあっては都道府県知事に対し、環境省令で定めるところにより、行為の種類、場所、施工方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を届け出なければならない。

3 広告物その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、または広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

4 都市計画法関係

(地域地区)

第 8 条 都市計画区域については、都市計画に、次の各号に掲げる地域、地区または街区で必要なものを定めるものとする。

1 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域（以下「用途地域」と総称する。）

6 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 61 条第 1 項の規定による景観地区

- 7 風致地区
 - 12 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 5 条の規定による緑地保全地域、同法第 12 条の規定による特別緑地保全地区又は同法第 34 条第 1 項の規定による緑化地域
 - 14 生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 3 条第 1 項の規定による生産緑地地区
 - 15 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 83 条の 3 第 1 項の規定による伝統的建造物群保存地区
- 第 9 条 第 1 種低層住居専用地域は、低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。
- 2 第 2 種低層住居専用地域は、主として低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。
 - 3 第 1 種中高層住居専用地域は、中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。
 - 4 第 2 種中高層住居専用地域は、主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。
 - 5 第 1 種住居地域は、住居の環境を保護するため定める地域とする。
 - 6 第 2 種住居地域は、主として住居の環境を保護するため定める地域とする。
 - 7 準住居地域は、道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域とする。
 - 8 近隣商業地域は、近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域とする。
 - 9 商業地域は、主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域とする。
 - 10 準工業地域は、主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域とする。
 - 11 工業地域は、主として工業の利便を増進するため定める地域とする。
 - 12 工業専用地域は、工業の利便を増進するため定める地域とする。
 - 21 風致地区は、都市の風致を維持するため定める地区とする。

長崎市まちづくり部景観推進室 管理班

〒850-8685 長崎市魚の町 4 番 1 号

電話 095-829-1177（直通） FAX 095-829-1175

電子メール keikan_suishin@city.nagasaki.lg.jp

「長崎市 屋外広告物」で検索ください。
(ホームページから様式等のダウンロードができます)

<http://www.city.nagasaki.lg.jp/sumai/660000/669000/index.html>